

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-166）」

2. 日時：令和4年9月20日（火） 14時30分～18時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員

再処理・MOX燃料加工安全設計総括 他30名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

東北電力株式会社 原子力部 原子力技術 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 令和4年8月15日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和4年9月5日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和4年9月8日  
「日本原燃(株) 再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の竹田です。それではただいまから、日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:08	本日のヒアリングは、令和2年12月に申請があった設工認申請について、これまでに提出があった資料をもとに日英実確認を行うものです。
0:00:19	規制庁側の出席者を紹介いたします。
0:00:22	本日は、カミデ越がんでキシノ、
0:00:27	タケダ、
0:00:28	出遅れて企画調査官が出席の予定です。
0:00:32	規制庁側の出席者としては以上です。
0:00:35	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成、説明範囲、達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:45	はい、どうぞ元ナカハマでございます。
0:00:49	日本連側の出席者を紹介します。
0:00:53	オオガキ。
0:00:55	ムラヤマ。
0:00:56	シライ。
0:00:59	サボ。
0:01:00	端、
0:01:01	サガワ、
0:01:03	セガワフジノシミズ
0:01:07	イワタニ。
0:01:08	クボタ。
0:01:10	ミヤモト橋、
0:01:13	ウラバヤシ、
0:01:14	オガセ、
0:01:15	オオダテ、
0:01:17	キョウダ、
0:01:19	フチノ、
0:01:20	キクチ、
0:01:22	スケガワ、
0:01:23	ヨシダ、
0:01:24	ナカムラ、
0:01:26	ニシヤマ、
0:01:27	カワムラ、
0:01:30	ハラダ、

0:01:31	特記、
0:01:32	アリーナ、
0:01:33	鶴田。
0:01:35	石橋。
0:01:37	岩口。
0:01:39	中浜。
0:01:40	以上となります。
0:01:42	本日の案件でございますけれども耐震関係で、
0:01:47	最初に耐震建物 09 の事実確認をいただきまして、
0:01:53	その後、耐震地震 00-01、
0:01:57	地震建物 30。
0:02:00	耐震詭弁 22。
0:02:02	耐震基点 14 と、事実確認をいただきたいと思っております。
0:02:09	それでは、まず最初に、耐震建物 06 につきまして、規制庁さんからご確認事項があると伺っておりますのでこちらの方からよろしくお願いたしたいんですけれどもよろしいでしょうか。
0:02:24	規制庁の竹田です。
0:02:25	その前に、なんですけど、耐震記念 14 手足たつていうことで、調整者だと思っておりますけれど、
0:02:34	それじゃ都合が悪いでしょうか。
0:02:38	宮沢です。田井、おっしゃる通りタケダさんおっしゃる通り耐震記念重要明日にしてみましたというところで、もともと入ってましたのは耐震機で 23 というところの機器と配管の相対変位だったんですけれども、
0:02:51	金曜日のご指摘踏まえまして、基本方針を上から順番にいくって言った時に、その順番が、
0:02:59	1 年間の相対変位っていうのが少し奥の方になってしまっていて明日になるかなというところだったのでちょっと入れ替えたっていうところでした。
0:03:10	先ほどの表が、今日やった場合は都合悪いかっていうところにつきましては、
0:03:16	そこは対応可能です。
0:03:19	草間。
0:03:20	いえ。
0:03:22	皆さんよろしく。
0:03:23	いや、よくないでしょう。聞いている話と違うから。はい。

0:03:28	規制庁の竹田です。ちょっと当初約束していたものと、こちらの資料の確認状況とかにも関係しますので、当初の予定通りやりたいんですけども、あ、すみません規制庁カミデです。
0:03:42	基本的に地震 0001 を進めながら、関連する補足をということ等で考えてるんで、
0:03:52	先ほど記念事業はしたって言ってましたけど、進み具合によってっていうことだと思ってますで、
0:03:59	他に関連するものとしては、対新規で 23 とかあとは、
0:04:08	対新規で 13 とかも、01 に関係するものなので
0:04:16	そちらとしては用意をいただいていると思ってますけど、日本原燃それでよろしいですか。
0:04:26	はい。日本原燃澤です。
0:04:28	準備の方は大丈夫になってございます。
0:04:31	はい。規制庁深見です。それで、進め方なんですけど、0001 でカラーと 思ってたけど耐震建物 09 なんか先にやりたいっていうことですか 何かこちらから。
0:04:43	話があるというふうに伝わってるようなんですけど。
0:04:48	そちらの準備としてはどんな感じですか。
0:04:51	はい。日本原燃の仲間でございます。はい。規制庁さんから、事実確認 資料の説明はしなくとも事実確認だけさせていただきたいと。
0:05:02	お伺いしてございまして 06 耐震建物 06 からという形をお願いしたいな と思ってございます。
0:05:10	よろしく申し上げますと、規制庁カミデです。
0:05:13	すみませんちょっと手違いだと思うんですけど、ちょっとそういう、
0:05:17	何か確認したいという人間が今おらずにですね、ちょっと行き違いがあ ったようなので、そちらから説明がないのだとすると 00
0:05:29	を頭からっていう形で進めたいんですけどいいですかね。
0:05:37	はい。野呂仲間です。申し訳ございません。それでは H2 建物、
0:05:43	000-01 をベースに、
0:05:47	説明させていただきます。
0:05:53	はい。日本原燃佐川です。耐震、地震 0001 の前にですね、金曜日、一 つ宿題残ってましたというところで、地震 0001 の金曜日のサマリーの ところですね。
0:06:05	サマリーの最後のところの収益等の扱いというところ、ここについて、 何なんだというところでハバサキさんからコメントいただきましたの

	でまずはここを説明させていただいて、そのあと中身に入らせてください。
0:06:20	日本原燃成田です。社員等のところの営業日の課題になってたところですが、ここでは非該当についてMOXとの差分というのを、
0:06:32	あと次回の方で説明しなければならないというふうに考えてございました。そのためですね、
0:06:41	このサマリーの方に記載したんですけどもここでは、第1回のところが、
0:06:47	メインとなっておりますので趣旨となっておりますので、ちょっとここでは、書き過ぎたかなというふうに考えてございます。以上です。
0:07:05	規制庁の竹田です。説明ありがとうございます。今の
0:07:10	説明につきまして規制庁側からコメントがありましたらお願いいたします。
0:07:15	規制庁カミデですけどサマリーって言っているのは地震0001の別添っていう。
0:07:24	資料でしたかね
0:07:26	ちょっと今、いつ日付のものだったかあれなんですけどその説明っていうことでいいんですかね。
0:07:32	はい。峰サガワです。今の神谷さんのご指摘の通り、地震0001別添1ということで、提出、提出日が9月9日って書かれてた資料になってございます。今画面共有で、
0:07:45	移しました。2ページ目、お願いします。
0:07:48	規制庁河合です内容はわかってるんですけど、
0:07:52	一応音声取っているのですが、どうしようかというのを一応明確にしてください内容としては特に異論
0:08:03	規制庁。
0:08:04	それでは、別添1についてよろしければ、地震0001、ここに進んでいきたいと思います。
0:08:12	2の方から説明の方よろしいでしょうか。
0:08:17	はい、米澤です。
0:08:19	はい。地震0001というところで、本文添付書類、補足説明項目への展開地震というところになってございます。中身入る前に進め方としまして、
0:08:30	先ほどサマリーというもので、金曜日話しさせていただきました。MOXとの差分というところと、補足説明資料さっき、先ほどから話してまず補足説明資料の残りの部分を一緒に説明していくと。

0:08:42	それに、説明の仕方としまして、認可からの差分というところの説明も併せてやっていくというところで金曜日話して後ございましたので、そのような進め方でやらせていただきたいと考えてございます。
0:08:58	日本原燃菊池です。ご自身 0001 の、まず別紙 1 からというところをお願いいたします。
0:09:05	別紙 1 につきましては、MOX の方の記載に、
0:09:11	横並びを図りましたっていう部分と、あとは
0:09:15	ボックスストップとなってくるところが、
0:09:18	安全機能を、を今回反映した部分でその安全機能の種類ですね、ページで言いますと、通しページで 38 ページのところ、
0:09:28	になってございます。
0:09:30	いうところですよ。別紙 1 に関して、大きく修正した点は以上になります。
0:09:40	規制庁の竹田です。ありがとう。
0:09:42	別紙 1 につきましては、規制庁側から確認があればお願いいたします。
0:09:48	と規制庁カミデです。別紙 1 は言われたようにも苦痛を踏まえて、
0:09:54	M A C C S に倣って作ってきているのは、特段コメントはなくて、
0:10:00	今言われた機能維持のところはちょっと後で、中身を具体的に確認すれば、牧野市に限らずですけど、具体を確認する中で、
0:10:11	再就業本文事項だよなっていうのがあれば反映いただくっていうことでとりあえず先に進めたいと思います。
0:10:24	了解しました。
0:10:29	規制庁カミデです。なのでとりあえず 4 の一井、別紙 23 はちょっと
0:10:37	そこの作り込みの確認までちょっと至ってないような印象を受けてますので、別紙 4-1 の方から、何か説明会をお願いします。
0:10:49	はい。日本原燃菊池です。まず別紙 4-1 につきましては
0:10:55	こちらで MOX と変わってきてるというのは先ほどの安全機能の部分、ページでいうと、右下の 303 ページ、
0:11:05	の部分でまず機能維持の、
0:11:07	全体の方針を述べさせていただいたっていうところ。
0:11:12	あとは、引き続きで 332 ページ以降でその各機能の、
0:11:17	設計方針を記載してますっていう部分になってます。その機能維持の中でもちょっと MOX と異なる書き方をしてますのが、この 338 ページ。
0:11:32	はい。北野括弧ぎですね、臨界防止機能の維持っていうところで、MOX が単一ユニットだけへの機能維持っていうところに対しまして再処理では、単一ユニット間っていうものが、

0:11:44	存在しますので、その書き方としてちょっと中断したぐらいですね。
0:11:49	MOXが形状寸法管理のみっていう記載に対して、再処理は核的制限値維持するっていうふうな記載の仕方とさせていただいております。
0:12:02	あと続きますして
0:12:04	349 ページですね。
0:12:11	こちら、前回のヒアリングで直接ご指摘いただきましたところでした、重量増加の反映っていう部分の記載の見直しをさせていただいております。
0:12:27	別紙 4-1 に関しまして、主なところは以上になっておりまして、
0:12:34	新設計の基本方針、
0:12:36	につきましては既認可から主に、
0:12:39	追加したような事項としましては、今の機能維持の方針の全般の部分。
0:12:46	したりあとは荷重の種類とか組み合わせっていうところで、本日補足でも説明させていただきますけども、事故時荷重とあと異常の過渡変化時の、
0:13:03	中っていうところで、304 ページ。
0:13:07	次。
0:13:10	それと荷重の種類っていうところを、既認可では許可で一旦、その荷重がないっていうのを否定してしていた部分を記載しなかったんですけども今回許可で、
0:13:22	の記載を、
0:13:24	もうそのまま、セ許可整合という観点で一旦書き下した上で、その荷重はないというような説明を、
0:13:32	させていただいてるという内容に、
0:13:34	おります。他にはその新規制要求、
0:13:38	だったり耐震設計指針の改定に伴う追加として、この波及影響の基本方針部分の追加、水平 2 方向、
0:13:47	そういったものが既認可からの追加の内容となっております。説明としては以上になります。
0:13:56	規制庁、
0:13:57	ありがとうございます。それでは、規制庁側から確認があればお願いいたします。
0:14:04	あと、規制庁紙ですね、さっき説明あったところで、
0:14:10	349 ページは、何かコメントを受けてみたいな話みたいですけど、
0:14:21	要は、
0:14:23	別 2、

0:14:25	補強や追加等について、特別な形、説明書を、
0:14:33	作らないのであればこの記載そもそも要らないんじゃないのと思ってるんですけど。
0:14:39	その意図は伝わった上で、事業者としてはでもやっぱり書きたいなとか、こちらの意図をそういうことであれば理解してませんでしたっていう
0:14:50	ことなのか、どっちですかね。
0:15:04	来少々お待ちください。
0:15:20	日本原燃仲村ですけれども、今回の新規制基準に対する補強によってその重量が増えたところで、例えばその重量増に関わる、
0:15:31	応答解析の結果にど影響を与えるのかというところは、今回の先行でもこれ実績で説明しているところでございまして、そこの考え方を踏襲した上で、再処理としても、同様な説明をしていきたいというところが、
0:15:44	今の記載する趣旨でございます。
0:15:47	以上であります。
0:15:50	と、規制庁カミデです。さあ、先行炉と一緒にするってことは最初にもう、別紙として、計算書の別紙を作って、
0:16:00	重量増については別紙です。計算書については既認可通りのモデルですってそういうことですか。
0:16:07	はい、おっしゃる通りで今の経産省の地震応答解析の計算書の中の別紙っていうところで、例えば重量増加に伴う影響というところを見せお示しするという形で、
0:16:17	上がってます日本原燃仲村です。
0:16:19	はい、規制以上であります。はい。規制庁神戸です。
0:16:23	何か思ってたんと大分違うような感じがするんですけど、一応今回 0001 は計算書もついてるんでその別紙って何ページですか。
0:16:49	植野ナカムラです。えーとですね、第1回の申請の中では、冷却塔というところでお示ししてございますけども、冷却塔に関してはもう今の補強モデルに対する結果っていうところをお示ししてございますので、
0:17:03	そこについては第2回申請の以降で、そこのローディングデータの変更とこの結果がお示しする形になってくるとございますので、今の檀ではちょっと別紙っていうところはまだご用意できていないというところになります。
0:17:17	藤。規制庁、上出です。次回で今回の冷却塔の別紙が出てくるってそういう話ですか。何言ってるかよくわかんなくて、

0:17:26	実用炉に何が書いていて自分たちが何を書いているのかっていうのそもそも理解してない方が受け答えされてるような気がするんですけど、大丈夫ですか。
0:17:49	少々お待ちください。
0:17:55	はい。その上で通してございます。今ほどのご質問のところでございますけども、まず第1回目の方のA4の冷却塔本体に関しましてはこちらの方としましては
0:18:06	特段この冷却塔本体を改造したものとしての
0:18:11	検討結果の方をつけてございましてそちらの方の内容に基づいて事象と解析を実施したものをつけてございますので、特段この第1回に対して、新しく別紙といったものがつくようなものではございません。
0:18:23	ここで記載させていただいてるものといったところは、第2回目申請以降のところ、建屋本体としては特に改造等は実施してございませんけども、中に収納される機器等で多少重量とかが変動したといったところは、
0:18:37	こちら先行の発電所でも見受けられますのでそちらの方の影響確認といったところを、別紙の方で、先行発電所の方もつけているといったところがございましたのでその旨のところをこちらの方の
0:18:47	記載自動車の重量増加の反映といったところにある地震応答解析の方を別紙に記載するといったところを記載させていただいているといった趣旨でございます。以上です。
0:18:56	はい。規制庁カミデです。その場合、
0:19:00	実発電炉と同じように別紙に示してという記載はこれ入れない。
0:19:05	入れないのかっていうと、
0:19:07	今、
0:19:09	349ページの記載をトガシさんの説明と逆のことが書いてあって、そもそも反映させますよっていうことしか書いてなくて、
0:19:18	第1回はこうだから、第2回で変えるんですって言うんだとう何を言ってるかよくわからなくてっていう状況なんですけど、
0:19:28	もうちょっと整理して、どうするかを答えてもらいます。
0:19:54	少々お待ちください。
0:20:39	あ、すみません日本原燃の仲村ですけれども。
0:20:41	重量増加の反映の、その人を若月のその影響を検討するっていうところで、その影響をちょっと状況を踏まえた上でそこへ示すのかというところを、

0:20:54	お願いさせていただきたいというところで今の記載となっておりましたので、そこを今回、重量増加に伴うその反映したものを、お示するというよりかはその検討内容を踏まえた出し方っていうところを考えているというところがございます。
0:21:10	以上になります。
0:21:13	あと、規制庁カミデです。すいませんよくわからないんですけど、
0:21:18	どうしたらいいですかね。
0:21:31	規制庁上出です。いや、新沼はすいません、ちょっとこの部分に関してちょっといただいたコメントのところのコメント会社のところでちょっと反映でき大変申し訳ないんですけどちょっと一度社内の方でちょっと記載ぶりも含めましてちょっともう一度調整したものと再度、
0:21:45	訂正させていただきたいというふうに思います申し上げますませんでした。
0:21:49	と、規制庁カミデですちょっと高温なところでこんな時間来ると思ってなかったんですけど、ちょっと話をすると、
0:21:57	設備の補強や追加等で重量増加をする。
0:22:04	ものが、今回の設工認全体が私はあるかないかと言ったらあれなんですよ。
0:22:12	ありがとうございます。おっしゃる通りでございます。
0:22:15	はい。規制庁神です。その影響評価を、影響評価というかそれはきちんと反映して、
0:22:22	申請書で示すっていうことも一緒ですよ。
0:22:28	日本への投資でございますその示し方っていったところで、今、私どもとしましては、この軽微な授業変更像みたいなものに関しましては別の
0:22:42	補足じゃないですけど設工認中の別紙みたいな形の方でその影響度ってのが、数パーセントだったんですよと示すような形の方で進めるような形で考えてございました。
0:22:53	はい。規制庁深見です。なので計算書のモデルにそのまま反映するものと、別紙として示すものがありますと。
0:23:02	ということと、あとそれは先ほど富樫さん言われたようにその影響の程度なのかよくわかんないんですけど、こういう区分けで、
0:23:09	こういうものは計算書に示しますこういうものは別紙に示すっていうのが、実用炉の記載を、
0:23:19	習って、最初に記載すべきことだと思いますけど、いかがですか。
0:23:25	はい。よろしゅうございますおっしゃる通りだというふうに思っておりますしちょっと私どもとしましてはそういうような形の方で整理した

	形でお示ししようというふうに考えてございましたのでちょっとこちらの方の記載ですとそういった部分が、
0:23:37	わからないような形でございましたのでその趣旨を踏まえたところがわかるような形で記載の方皆をさしていただきたいというふうに思います。
0:23:46	はい。規制庁菅です。わかりました。
0:23:49	で、あと別紙4-1でいうと、ねえ。
0:23:55	これも最初は木造習って機能維持の話を書き加えましたと言われてましたが、
0:24:02	差分がいくつかあります。
0:24:05	話でしたけど、
0:24:14	349ページの説明で、
0:24:28	あ、すいません規制庁カミデちょっと見てる場所が違ったみたいですね。先ほど単一ユニットと複数ユニットの話がされた338ページですかね。
0:24:42	MOXは単一ユニットだけ最初要は複数ユニットがあるのでと、説明されてましたけど、
0:24:52	この338ページのd uカッコdの記載だとその辺が、
0:24:58	ちゃんと書かれてないような気がするんですけど、これはどういう意図なんですか。
0:25:04	日本原燃菊池です。MOX側での記載になりますと、
0:25:10	下んと形状寸法管理ってということでそのものの形状寸法だけを管理するっていう書き方をしますと、
0:25:18	一方再処理今核的制限値を維持するっていうふうに記載させていただいた人が、合図ユニット、単一ユニット同士の間、
0:25:29	の数値もありますので、
0:25:33	ユニットだけの形状寸法管理ではなくて、その間の、
0:25:38	核的制限値っていうものを維持するっていうところで、双方読めるような記載、核的制限値っていうところを、
0:25:49	用語として用いて記載をしました。
0:25:53	あと、規制庁カミデです。MOXを習って作りますって言った時に多分注意した方がいいと思うんですけど、
0:26:02	最初はMOXよりも種類が多い。
0:26:05	何不屈複雑であったりと、いうことだから丸めて記載しますっていうことだと、話が違ってはいますね、MOXもこの書き方でもいいはずなのに、形状寸法管理って書いてあったんですが、

0:26:18	同じ並びで、同じく、同じ階層の言葉でちゃんと書くということがボックスの並びを取るってということだと思いますからその辺りちゃんと書いていただければと思いますけど、大丈夫ですか。
0:26:32	日本原燃キクチですはい、了解しました。まずはその形状寸法管理っていうところに加えて、単位中2とかの、
0:26:41	その距離ってところの、
0:26:44	フクイ、それぞれきちんと書いた上で、それらを維持しますっていう記載にいたします。
0:26:53	はい。規制庁、鏡です。よろしくお願いします。
0:26:57	あとですねMOXの並びっていう話でもないんですけど、
0:27:04	333 ページの閉じ込めていくと、
0:27:11	建物構築物の閉じ込めですけど、
0:27:14	一番最後にまた書きで閉じ込め機能がよく再度壁に設置する。
0:27:19	扉はってあるんですけど、これって、
0:27:23	再処理においてどういうことをイメージしてるんですか。
0:27:41	少々お待ちください。
0:28:16	日本原燃窪田でございます。今書かせていただいた閉じ込め機能Cというところは閉じ込め機能というものを広く全般的に言いますと建物に附属する壁に附属される扉全般的なもの。
0:28:32	考えておりました、その趣旨で、
0:28:34	この同じような記者も同様の扉がありますので、
0:28:38	と同じように記載のほうを反映させていただいたという趣旨でございます。以上です。
0:28:44	藤。規制庁、上出です。MOXの場合はこれ工程室の開口部だと私は思っていて、
0:28:51	一応Sクラスで閉じ込め機能を持っていてってということだと思いますけど、今お話されたのは、
0:28:57	Sに限らなくて建物って扉ついてるから、それに対しての方針をかけたって言うように聞こえましたけど、
0:29:04	どうですか。
0:29:11	日本原燃久保田でございます。はい。もうちょっと書かせていただいた趣旨は、そうですね
0:29:17	Sに限らず閉じ込めって広く、Bなりの閉じ込め等もありますので、方針としてちょっと全般の間は読めるような形でちょっと書かせていただいたというのは、
0:29:28	うちでございます。

0:29:30	以上です。
0:29:32	はい。規制庁小峰です。
0:29:35	今少し話をしてみても、原燃としてはこの記載が正しかろうという
0:29:41	かね。
0:29:59	日本円クボタでございます。
0:30:01	衛藤。
0:30:03	少し
0:30:04	今ちょっとやりとりを踏まえまして、
0:30:08	再処理でいきますと、やはりその閉じ込め常用、重要なものといいましたらせるっていうところもありまして、そういったところでMOXの方提出で書いてるこの趣旨と、
0:30:18	じゃあ再処理はっていう場合に、ちょっと一体事故あってるかと言われますとちょっと今の、
0:30:24	記載がなかなかそぐわないかなというふうに思ったところでありまして、
0:30:30	はい。少しここは、
0:30:33	細かくのは、少し再整理としては、
0:30:36	違うのかなとちょっと思っていますすいませんあまり回答ございませんが、以上です。
0:30:44	はい。規制庁、上出です。
0:30:47	多分今回この機能維持のところだけじゃなくて、MOXに倣って再処理でも記載しましたっていうところも今回青字になってると思うんですけど、そこは、
0:30:58	全般チェックをしてもらって、本当に再処理としてこの記載でいいのかと、ほかに同じ目線で考えるべきものがないのかっていうことはちゃんと確認してください。確認していれば今の話を、
0:31:14	すらすら答えていただけれると思うので、おそらくそういう目線で作業されてないでしょうから、その辺りは
0:31:24	ここの4-1に限らずですね。
0:31:26	あの全般ちょっと見見渡してチェックをしていただきたいんですけど、よろしいですか。
0:31:39	はい。日本原燃窪田でございます。すいません承知いたしました。
0:31:44	はい。規制庁小海です。それで関連して、耐震建物30の話を聞こうと思うんですけど。
0:31:52	その前に別紙4-1の範囲で、規制庁側から何かありますか。
0:31:59	規制庁の竹田です。

0:32:02	今開いていただいている 333 ページのところの、遮へい機能の維持のところなんですけれど、
0:32:10	今回再処理の屋外重要土木構造物に、
0:32:16	含まれるであろう、道道これって遮へい機能が確か要求されているということで記憶していたんですけどそこは間違いないんですか。はい。
0:32:25	その理解で正しいです。遮へい機能を持っています。
0:32:32	そうになったら、
0:32:33	2、現状、C 括弧のところでは書かれている内容は、構造強度を確保し、というところだけかと思うんですけれど。
0:32:44	次のページの支持機能の維持のところだと、農道については層間変形角幾らかだとか、かなり丁寧な記載があるんですけれど、この記載の程度の差というのは何か考えがあってのものでしょうか。
0:33:07	日本原燃のオオダテです。床の支持機能の維持のところの、屋外 10 土木構造物の許容限界なんですけども、こちらの記載に合わせて、記載したというところでした。以上です。
0:33:23	規制庁の武田です。ちょっと回答としてはあるか、半分ぐらいの感じがするんですけれど。すいません補足で説明させていただきます。
0:33:35	遮へい機能のところは、構造強度を確保するというので、耐震建物二重の説明でもさしていただきましたけど、
0:33:44	防空の合間に抑えると。
0:33:47	竹田さんおっしゃってるのは、多分、規模感が何かちょっと違うんじゃないかっていうことを気にされてるんですかね、今回それの方はこんなに細かく載ってるのに、
0:33:58	車両機能のキーだと構造強度だけで簡単に済ませているっていったところがちょっと、
0:34:04	止まってないってということでしょうかね。
0:34:07	はい。規制庁の竹田です。そうですね記載のトーンが間違っているものもあるんですけれど、C T 機能で書かれている内容が、スペシャルなのか、別に遮へい機能は維持するのに別にそこまでスペシャルの内容を書く必要が
0:34:23	ないということなんであればそれでいいかと思うんですけれど、その辺はいかがでしょうか。
0:34:30	2 行目の湊です。構造強度を確保するっていうことを一応目標で、遮へい機能とは全部やっているものですから、
0:34:39	T-2 ちょっと書き始めると、校区耐力までいくとかそういったところを

0:34:48	あれなんですけどちょっと横並びで、
0:34:52	コンソール以外にもですね、inchクールの建物とかもあるんですから、ちょっと書きぶりはちょっとどうしようかちょっと、一度相談さしていただいてよろしいですかね。
0:35:04	はい。わかりました。さっき道東での遮へいっていうのが多分日本原燃での、
0:35:10	この例のないようなものかと思imasuので、それも踏まえて現状の記載でいいのかとか、ちょっと元
0:35:18	社内で検討いただければと思います。
0:35:21	野々山です。承知しました。
0:35:25	私から4-1については以上です。
0:35:32	と規制庁カミデです。他なければちょっと耐震建物30を、
0:35:38	ここで確認したいんですけど、
0:35:41	日本件数でよろしいですか。
0:35:47	はい。日本原燃窪田です。はい。よろしくお願いします。
0:35:50	はい。規制庁今です。藤耐震建物30の23ページなんですけど、先ほどお話をしていた通り
0:35:59	セルの閉じ込めのところで、レイジーでポンチ絵を作ってもらってっていうことなんですけど、
0:36:08	ちょっとこの間、どこまで代表性のあるものなのかっていうのがわからなくてですね、すべてのセルがこういう感じで遮へいハッチになっていて遮へい扉がついていてっていう、
0:36:18	ことなのか。
0:36:20	その辺りって、実態どんな感じですか。
0:36:32	はい。日本原燃窪田でございます。こちらはですねそういった開口部処置があるようなセルを例示にしたものでして、実際には、おっしゃる通り
0:36:43	あっちで扉がない完全に閉止された状態のものにも当然ございます。
0:36:49	これは少し
0:36:52	吸排気の関係といったところを前的で見せるために、多少のそういった隙間等がありますよと見せるために、としてそういった
0:37:01	発動があるパターン、ちょっと例示したものになってございます。
0:37:06	以上です。
0:37:07	と規制庁カミデです。ここでの説明内容っていうのは、
0:37:13	セルに対して厳密なケンミ通ってというのが要求されないんだという説明なんです。で、その説明においてはいろんなところからのリークも含

	めて設計してますから大丈夫ですよっていうのが今この説明なんですけど。
0:37:28	実際にはもっとリークの少ないセルもあると。
0:37:32	いうことであれば、
0:37:35	業者説明をちゃんとしてですね、
0:37:39	こういうリンクの多いものもあるし、陸の少ないセルにおいても、こうだから大丈夫ですよっていう、例えばそういう場合でも救急は絶対しているんで大丈夫。
0:37:50	そういうことがわかるように、何かもうちょっとこう、なんていうかフェアな感じで、説明資料作ってもらえればと思いますけど、理解いただけますか。
0:38:02	はい、日本への1クボタでございますはい、理解いたしましたはいちょっとその辺ちょっと網羅的に記載のほう確認したいと思います。
0:38:08	以上です。
0:38:10	はい、規制庁パニーズよろしくをお願いします。
0:38:15	あと耐震建物30でいうと、
0:38:20	規制庁カミデちなみに先ほど
0:38:24	扉の前年みたいな話をしましたけど、別にここの遮へい扉の話が、
0:38:30	したかったっていうわけでもなくてっていう古藤だし、いずれにしても閉じ込め機能のところで何を持出ししていくかっていうのは改めて、
0:38:41	耐震建物30の記載ぶりを見てどこまで、
0:38:45	添付に書くべきかっていうところは、目線を合わせてやっていただくってことでいいんですかね。
0:38:52	はい。日本全国で、はい、そのつもりでは規制の方拡充した上でまた別途はい、そちらを確認させていただきたいと思います。
0:38:58	以上です。
0:39:00	はい。規制庁上出です。
0:39:02	あとですね耐震建物30-37ページGからの表で、これ、
0:39:10	以前から出ていてMOXではちょっと確認したんですけど、再処理はまだ、
0:39:16	きちんと中身を確認してなくてですね。
0:39:19	改めてちょっと確認できればと思いますけど、
0:39:31	まずですね、
0:39:34	表として括弧書きで番号がずっと振ってあって、

0:39:40	機能 1 機能には対象設備がこう並んでいて、機能 1 機能にはこれ安全重要度の安重の評価で引っ張ってきてるもんだと思ってますけど、いいですかね。
0:39:53	はい。日本原燃久世はい、おっしゃる通りでございます。
0:39:56	はい。規制庁古味です。で、対象設備っていうのも、
0:40:00	同じ表から引っ張ってきてます。それとも、それに何か加えたりしてます。
0:40:08	4 年クボタでございます。江藤ベースは、安重表から引っ張っておりまして、少し機種を運開するにあたって、対象となるものを例示したほうがわかりやすいかなという、思ったところは、少し記載を拡充した。
0:40:23	いろんな形で資料を作っております。
0:40:25	以上です。
0:40:27	はい。
0:40:28	五味です。
0:40:29	山下。
0:40:31	うーん。これで全部かっていうのをどうやって説明するかっていうことなんですけど、そのあたりは、こういう観点で見てるので、漏れはないですよっていうふうに説明できますか。
0:40:49	日本円クボタでございます。基本的には先ほどおっしゃった通り、まず安重表に登場する設備というものを、まずすべてのその機能と評価の関係でも月に抜き出したということになりますので、
0:41:03	あそこもできるのかなと、
0:41:08	そうですね
0:41:11	はい。特に、あとはそれ以外で S A 固有の機器として緊対ですかそういったものも、
0:41:18	取り出していまして、その S A の取り出しも一応その T B の関連する機能と松井をなす形で、すべて 36 条側の
0:41:29	許可の方ですね、出てくる事務とすべて
0:41:34	突き合わせる形で整理してございますので、盛田議員席でできるというふうに考えてございます。
0:41:40	以上です。
0:41:42	あと、規制庁カミデです。今のだとちょっとよくわからなくて、
0:41:50	例えば、安重表にあるキー。
0:41:53	だけではなくて少しわかりやすさの観点で拡充しましたっていうのがありましたけど、それって、
0:42:01	あれですよ。

0:42:04	単純にこういう機器もあったなっていう思い出して、
0:42:09	追加してみるっていう形だと、その気づきがないと、遅れちゃ忘れちゃうっていうことなので、
0:42:17	例えばその設備リース等だったり、今回整理してますからそういった、
0:42:22	何かこうデータベース的なものから、抜け漏れなく、やれてますよっていう説明があるといいなと思ってるんですけど、その辺りって、実態どこまで整理されてますか。
0:42:39	日本原燃窪田でございます。衛藤。
0:42:42	実際の作業としましては、許可の安重表をベースに、
0:42:48	抽出しているんですけども、さらに最下部に、設木町認可という設工認の方で、少し具体的に安全上重要な施設の機能、機能設備、
0:43:00	の抽出しておりましたので、その具体の表の中で、
0:43:08	この機種はやはりちょっと拾えてないなみたいなところを見見ながら拡充していたということです。
0:43:15	とかをベースとしつつ、さらにの拡充という意味で抜け漏れのところは、この近隣下の方がさらに詳しく書いているというところがありますのでそこと突き合わせて、
0:43:26	網羅的に抽出したというのが、
0:43:28	実態でございましてそれ、それによって、すべからく必要な施設であったり、必要な説明してですね、設備の方を抜き出して、
0:43:37	網羅的に発生できるかというふうに関心、考えております。
0:43:42	以上です。
0:43:43	はい。規制庁深見です。
0:43:46	まずは、そういった形で、こうやったから、もう漏れが大体網羅的に拾えてますっていうのをこの表を呼び込むところにですね表の説明として書き下しておいてもらえますかね。
0:44:04	日本エヌクボタでございます。
0:44:06	今申したところですと
0:44:10	表の対象設備のところにも、すみませんそういう確認なんですけども対象設備のところ該当する設備も具体的に、
0:44:19	書き、書き連ねるといいますか。
0:44:23	行を追加してそこに入れていくとそういったイメージでしょうか。
0:44:26	規制庁、深見です。違って、ここで言うと表1の(2)っていうところですね。なんで、本文中に、表の1(2)にこれこれを示すみたいなこと書いてあるページがあるはずで、
0:44:41	そこに表の説明も加えて要はこれこれこういうものを表、

0:44:48	1、(2) に示してまとめて示しますっていう形でその呼び込んでいるところできちんと説明してくださいという
0:44:59	日本へのクボタ承知いたしました。はい。
0:45:02	それに対応いたします。
0:45:04	はい。規制庁深見です。よろしくお願いします。あとですねちょっと中身の、
0:45:10	話ですけど
0:45:12	37 ページで、
0:45:17	(9) 番。
0:45:20	のあたりで、
0:45:25	フィルターについて、
0:45:28	耐震設計方針のところで、
0:45:32	フィルターの構造部材の構造強度を確保する設計ってあるんですけどちょっとフィルターで構造部材の構造挙動と言われても、
0:45:42	よくわからないんですけど、9 台はどんなことを考えてますか。
0:45:53	日本原燃窪田でございます。こちらに関しましては、基本的に
0:46:00	労災でもって、この方、労災じゃないすみません、フィルター自体の
0:46:07	ここで言ってる (9) は、経路維持機能となりますので、その側として、ものとし健全であれば経路を適切に維持されるでしょうというところで基本的にはその構造強度部材といったような
0:46:20	機器の側としての健全性のことをさして、表記とした、一律、構造強度を確保する設計というふうに記載させていただきました。以上です。
0:46:31	規制庁、カミデです。
0:46:35	側と言われてもっていう、
0:46:38	でもなかなかちょっとイメージしにくくて、
0:46:41	らんあすいません、論客ヨシダです。
0:46:44	衛藤フィルターなんですけども、本体自体は抗体なものとみなしており、機能を維持するためには、その本体自体が転倒しないことというところで、渋りあり V、
0:46:55	を評価部位として確認することで、皆さん確認することとしております。
0:47:01	以上です。
0:47:02	規制庁岡見です。まずフィルターっていうのは、
0:47:05	フィルタユニットみたいな形である程度の塊で置いてあるってことではないんですが、要は構成材に囲まれて、
0:47:13	その間に、フィルターが挟み込まれて、

0:47:17	そういうイメージをまずしておけばいいですか。
0:47:21	栗国牛田です。
0:47:22	大江さんのイメージの通りでございます。
0:47:27	はい。その時に、
0:47:29	その側の構成材をフィルタの構造部材と言っていて、
0:47:35	それが壊れなければいいんだと言っている。
0:47:40	ということですか。
0:47:44	はい、井上窪ですはい。おっしゃる通りでございます。
0:47:48	はい。規制庁、亀井です。
0:47:50	それで、
0:47:53	先ほどは何か経路維持だから、
0:47:56	余罪はどうでもいいんだみたいなことを言ってきましたけど、炉材はろ材で、
0:48:01	機能を持ってる場合があると思ってそれは、また別のところですから、このページではなくて、
0:48:10	日本原燃窪田でございます
0:48:13	そういう意味ですとその次のページですね 38 ページの左上機能 2 のところで、動的な閉じ込め機能、構成物の捕集浄化機能とありますがこちらですね、
0:48:25	中のろう材によって適切に補修超過するといった機能を、それはそれで個別に取り出して説明をしております。
0:48:34	以上です。
0:48:36	藤規制庁カミデすみませんあの場所をもう 1 回教えてもらえます 38 ページの上ですかね。
0:48:43	すいません番号で言うとはいいですねはい 38 ページ目の上の括弧。
0:48:48	161078 といったところでさ、
0:48:52	はい。規制庁、五味です。それでも、結局フィルターの構造部材の構造強度。
0:48:59	でしかないんですか。
0:49:03	日本原燃窪田でございますはい。構造強度を適切に確保することによって、適切にその材があるべきところに、
0:49:11	あり続けて、惣菜を通して除去できると。
0:49:15	いった考えから、構造強度確保という方針で記載をしてございました。以上です。
0:49:21	成長カミデず、ちょっと

0:49:24	フィルターって再処理の閉じ込めで、結構大事なんですよねしかも、ものとしてはちょっと華奢なものなので、
0:49:34	本当にそれでいいのか、進藤で落ちたりしたらよくないんじゃないのとか、有井ますから、ちょっとですね
0:49:45	とかを含めてさっき閉じ込めも作ってもらいましたが、こういう構造になってるんで、
0:49:52	こういうポイントを見ておけばいいんだと。
0:49:55	というような形で少し説明を加えていただきたいなと思います。
0:50:03	はい。門田クボタでございます。別紙1の方で個々の機能ごとに、具体的な説明をする章がありますのでそこで、
0:50:11	ホンセイ等をちょっと持ち上げて欲しい、具体的な説明を追加したいと思います。以上です。
0:50:19	はい。規制庁上出です。ちなみに別紙1ってこの資料の別紙1ですか。何ページになります。
0:50:28	はい。稲毛クボタです。
0:50:30	すみません、ページ探します。
0:50:34	プロパ
0:50:36	ページでいくと、
0:50:38	25ページからのところでございます。
0:50:45	15ページで、今のろう材の話が関連するところが、その次の26ページ目の、
0:50:53	上の一つ目のポツのところですね。はい。
0:50:57	このところでは今の洗浄塔のイメージ図がありますけどここを、まさしくろう材の話も、
0:51:03	この機能に含まれる説明になりますので、ここに、
0:51:07	イメージ追加する形かなというふうに考えておりました。
0:51:10	以上です。
0:51:11	はい。規制直下ベースわかりましょう。何かこの辺りはこの間のヒアリングでも話をして拡充されるようなことだと思imasのであわせて対応いただければと思います。
0:51:23	はい、日本全国を対象といたしました。
0:51:26	はい、規制庁紙ベースであと37ページですけど、
0:51:37	等(12)番のところ、
0:51:46	これ、漏えいに対して、気体廃棄設備のことしか書いてないんですけど、液体が漏れたりとか、11と関係ないんですかこの閉じ込めにおいては、

0:52:12	日本原燃久保田でございます。構成物質のアホスケール維持という話でこちらで書かれているものは、基本的に
0:52:21	中で生じる機械、気中のハウス物質を
0:52:27	このセルなりグローブボックス、
0:52:29	から出さないというところで、はい。
0:52:33	期待をイメージした、
0:52:36	すいません、時代のイメージしたっていうと、ちょっとですね言い過ぎですね。
0:52:40	スケールの。
0:52:41	すいません。日本原燃の瀬川ですけれども、
0:52:45	ここの許可の時の放出経路の維持という観点でいきますと、今カミデさんがおっしゃられた通り北井。
0:52:57	ターゲットにした表現になっております。
0:53:00	漏れた液体そのものはどうなんだと。
0:53:05	言ったところについては、
0:53:08	少々お待ちください。
0:53:39	液体の方はですね 43 ページの、
0:53:45	No.99 のところでですね、液保持というところで漏えい器受け皿。
0:53:53	という部分は該当して参りますし、
0:53:58	さらに受け皿で受けたものを回収するという意味でいきますと、
0:54:05	2 ページの (8) 中、
0:54:08	42 ページの (8) 16、ソースタームの制限機能という形で、
0:54:16	漏えい液を回収するための系統、こんなのが、トータルで、先ほどの漏えいというものに対しては、これらの安全機能で、
0:54:26	機能確保していくということになります。以上です。
0:54:30	はい。規制庁加治です。わかりました。それぞれの場所を書いてある。
0:54:38	すいません。
0:54:40	漏えい器についてはそういうところでわかりましたけど、開放習慣みたいなほ
0:54:47	液体を放出するっていう、一体廃棄の関係からは、どこにどうなってます。
0:54:57	はい。日本原燃の瀬川です。
0:54:59	えーとですね、ちょっとこの表自体が今安重をターゲットにしてたというところもあって、
0:55:06	海洋放出系の部分は、

0:55:09	ちょっと対象が見当たらないというか今の整理上は見えない形になって ますと規制庁カミデです。一応BCクラスも非常に、
0:55:20	つけていて、それは条文単位で整理をしているので、
0:55:27	どこかに、24条あたりだから48億円をやる時にあってしかるべきだ けどありますか。
0:55:36	すいません。ありがとうございます。わかりましたありがとうございます。
0:55:40	助け船出していただきました48ページの24条の廃棄施設ですね。ここ のは、海洋放出に係る機能と、
0:55:48	というようなところが、BCクラスのものとして該当します。以上です。
0:55:54	はい。
0:55:55	細田です。わかりました
0:55:59	全般的に、原燃の機能の表現っていうのが、なじみのない表現をいろ ろとしていて、わかりにくいところはあったんだと思いますけど、その あたり、的確に説明いただければ、
0:56:15	規制庁加茂です。続けて、37ページの(13)番の、
0:56:21	この二重管っていうのもなかなかなじみがなくてですね。
0:56:25	二重管の外観があってそれが、
0:56:29	放出経路になってるんですかねそう。
0:56:35	これもちょっとよくわからなくて、二重管の内管っていう説明も出てこ ないし、
0:56:40	ちょっとどんなものかっていうのと、
0:56:42	ちょっとあわせて説明いただけますか。
0:56:50	日本原燃の瀬川です。ちょっと私もここの設備の情報の疎くて、
0:56:55	ちょっと間違ってることを言っちゃうかもしれません。その時はですね また改めてきちんともう一度解説をさせていただきたいんですが、
0:57:05	二重管というのがですねプル生成混合座礁設備のところで、移送配管を
0:57:15	大体はですね大体の移送配管ってのはセルに収納されてるんですけれ ども、
0:57:20	一部ですね中という用語がありますけれども、配管がその部屋を作っ てるような部分がございます。そこに対しては、そのセルに相当する、
0:57:33	閉じ込めバウンダリがないような状態になってしまいますので、そこ に対しては、プロセス配管を
0:57:41	ような形で、外側に外観を設けて設けることにしています。そこが、いわ ゆるセルとかグローボックスのような、

0:57:52	二次、二次閉じ込めのような機能を担うことになりますので、その部分に対してセルと同様にですね放出経路の維持というような形で整理をしておりました。以上です。
0:58:04	あと、規制庁カミデず、その辺りって閉じ込めの条文の基本方針とか見ると、こういう場所には、二重管なるものを使って閉じ込めますっていうことを書いてあるんですかね。
0:58:25	日本原燃の瀬川です。すみませんちょっと即答できませんので、ちょっと調査してから後程回答させていただければと思います。
0:58:34	はい。規制庁川井ですわかりました私の方も見ておきますけれど、
0:58:40	そのあたり全体としてちゃんと設計が謳われてるのかっていうのがちょっと気になったので、
0:58:48	特にどういう部分に使ってるかっていうところは、ポイントなのかなっていう気がしますんでよろしく申し上げますその上で、
0:58:58	この中の配管っていうのは、
0:59:02	他のあれですか、溶液保持とかに含まれて、その内数だから二重管の内緩和みたいな説明が出てこないってことです。
0:59:15	はい。日本原燃の瀬川です。二重管の内側にいる、本当に一番取りの配管っていうのは、それこそ、
0:59:22	先ほど来出てきている、放射性物質の、
0:59:29	僕ら保持機能保持機能の(8)か、37ページの(8)にいるこのメインメイン配管ですね、これがその対象になります。以上です。
0:59:41	規制庁、上出です。あとはその二重管の外観が放出経路維持っていうのもよくわからなくて、普通、
0:59:51	似てるダクトとかフィルターとか、
0:59:54	ていうものは通常から雰囲気汚染されてるので法律家をいじって調べてますけど、
1:00:02	この会、二重管の外観っていうのは、通じ、
1:00:05	本来内管がしっかりしていれば汚染はないところなんですよねそれも、
1:00:11	放出系の維持なんですか。
1:00:15	はい。日本原燃の瀬川です。この20巻13番の上を書いてある12番ですね、セルもやはり同様でして、カミデさんがおっしゃる通り機器配管のバウンダリがしっかりしていれば、基本的には保線発生しません。
1:00:30	そういう意味で、ここのセルもですね、この二重管、
1:00:33	という側の配管も、汚染が発生しない前提ってのは同様です。ただ何か事故が起こった場合には、ここが閉じ込めの経路維持の経路を構成する一部材になりますので、

1:00:50	そういう意味でセールと同様な整理をさせていただいたところでは、以上です。
1:00:55	はい、規制庁小峯です。阿藤。
1:00:59	あれですか、二重管の外観の端部っていうのは、閉塞してなくて、背ルー
1:01:06	だったりせりがちょっと考えられないんですけど、ツーツーになってるんですか、閉じてないんですかね。
1:01:13	はい。日本原燃の瀬川です。この端部がセルに繋がってたどうかっていうのはちょっと即答できないんですが、グローブボックス間、
1:01:23	移送してる配管等にこの二重管というのが、時折使われていますので、グローブボックスの排気、
1:01:35	形、それによってこの二重管の中も廃棄される、そんな構成です。以上です。
1:01:42	はい。規制庁上出です。とりあえずわかりましたそういう意味では、もうグローブボックスの中とかは同じような、
1:01:50	O S K ロードデッキの同等動的な閉じ込めとしての放出。
1:01:56	いうところではありましたが、ちょっとそのあたり、
1:01:59	ちょっと閉じ込めの条文を確認しますし、さっきのフィルターの話でもないですけど、もうちょっと、
1:02:06	ちょっと特徴的なところでわかりにくいので、前半にまた説明を追記いただければと思いますけど、よろしいですか。
1:02:18	はい。日本原燃瀬川で承知いたしました。
1:02:22	藤規制庁、深見です。同様にその下の、
1:02:27	配管収納容器っていうのもなかなかあれなんですけど、これって、
1:02:32	何かドウドウの中を走ってる配管のナカガワの、
1:02:39	が、
1:02:40	伴なんていうのがボックスっていうか何かそんなようなものだったような気がするんですけど、これってどんなものでしたっけ。
1:02:50	はい。日本原燃の瀬川です。今カミデさんがイメージされた通りですねこれもちょっと記載というか、
1:02:56	別紙1の本文側等でですね、イメージを掴んでいただけるように記載は拡充しようと思いますが、
1:03:05	(13)の二重管、
1:03:08	のイメージで、
1:03:09	それのもうちょっと立派なものというか、

1:03:13	そういう感覚でとらえてもらえればいいかなといったところです。ちょっとすみません私もそ、ここで詳細に解説できないのかちょっと難しいんですが、
1:03:25	す。イメージとしては今お伝えした通りです。記載は拡充いたします。以上です。
1:03:32	はい。規制庁カミデです。
1:03:36	いずれにしても、
1:03:39	ちょっと特徴的なものは説明を加えていただきつつ
1:03:44	説明してもらいたい観点としては、その機能として、どんな、どんなメカニズムでこういう機能を担保してるのかと。
1:03:51	それが
1:03:52	普通にダクトだ排風機だっていうところと、同じカテゴリーに含めて問題ないようなものなのかっていうのが、わかるような説明をしてもらえればと思いますのでちょっとそういう観点で、
1:04:08	説明をいただきたいと思いますが、よろしいですかね。
1:04:13	はい。日本原燃の瀬川です。ここ、これに限らず、ちょっと特徴的なものを今上出さんがおっしゃってたところの繰り返しになっちゃいますけれども、イメージしやすい一般的な設備等を同じような括りで、耐震上見てていいのかどうなのかと。
1:04:29	いったところがジャッジできるような、そういう解説を充実させていただきたいと思います以上です。
1:04:36	すいません。コサクです。
1:04:38	まずは状況がわかるようにしていただくのが最初だとは思いますが、今言われた配管収納容器っていうのは本当に容器っていう機種分類でいいん。
1:04:49	ですかね、何か聞いてると、どちらかというグローブボックスに似ていて、
1:04:55	周りを囲んでいるものっていう気がしたんですけど、一方でグローブボックスは12番見ると、
1:05:05	これですね収納僕振った支援ではない。
1:05:08	核物質等取扱ボックスっていう、
1:05:12	中分類を一つ作って、その中に入れ込んでいるようにも見えますけど、
1:05:18	そのあと累計というか、機種としてどう整理しているのか、説明してもらっていい。

1:05:26	はい、米沢です。今のコサクさんのご指摘に対しまして、両（14）の収納容器っていうところなんですけど、そこはご指摘の通り、容器っていうふうに書いてますけども、
1:05:37	実際にこれ一の評価としましては、既認可のときから、定ピッチでやっていますというところなんです。なぜ定ピッチでやってるのかっていうところなんですけども、そこは建物と、
1:05:47	建物とドウドウを渡っていくってところで、そこで座屈を起こさないようにしてるってところで、ダクトの評価方法を採用したり、
1:05:57	配管配管の評価手法を採用してるところも一部ありますというところで、それらにつきましては、第2回以降の説明の中で補足説明の、
1:06:07	体幹低ピッチ、低ピッチの中で説明してくってことで耐震案は用意しましたというところになってございます。それに対しまして先ほど、別紙の1個の資料の別紙の1を詳しく説明するっていうところで、
1:06:20	安全設計が回答してましたので、そことあわせて、それらの説明していくと。そうすると、この容器っていうところの扱いについても整理した上で説明さしてくださいというところで考えてございました。以上です。
1:06:33	はい、補足です
1:06:35	表カーしている体系とかわかりますけど、名称が配管収納容器として、金委員からの設工認dす。
1:06:46	対応されているということなんだと思いますので、それ自体は理解はするものの、機種として容器っていう必要があるのかどうかっていうのは、評価体系を踏まえて整理をしたほうがいいかなというふうに思いますので、検討をよろしくお願いします。
1:07:03	はい。峰サガワです。了解いたしました。
1:07:06	藤規制庁カミデです私も収納容器公認妥当低ピッチみたいなもので確かやってたなと思いつつ、類型化の説明でもあんまり登場しないし、低ピッチの説明でも、
1:07:21	配管とダクトぐらいしか登場人物がいなくてどうなってんのかなと思っていたんですけど、その辺りってどうなんですか今の工事会っていうキーワード言っていましたけど、
1:07:33	何もかも後回しっていうわけにもいかないと思うんですけど、どこまで今回説明されようとしてますか。
1:07:41	はい、米沢です。今のカミデさんのご指摘に対しましては、類型化っていうところでは、配管とダクトっていうところに含めてましたというところになってます。

1:07:51	基本方針上も、配管とダクトっていうところを採用し、朝夕じゃないや、等使いまして説明していきますというところで、そうなった時に今足りてないのが、そこにぶら下がってくる固有名詞のところは足りてないっていうところになってきますので、
1:08:05	その固有名詞を、それぞれの基本方針上で、これらを使うということに記載した上で説明していくのかなということと考えてございます以上です。
1:08:15	すいませんコサクです。固有名詞だけで済むんだったらいいんですけど、これがダクトなのか、これが配管なのかっていうとそうでもないんでしょうから、ちょっと固有名詞の方に落とし込むのは問題があると。
1:08:27	思います。やはり機種分類として、何らか説明をするということだと思いますけど、そういった場合には、定ピッチを採用するという機種としてノミネートすると。
1:08:40	いうところで第1回の方針の中で見えるようにするというのも一つですし、
1:08:46	そうですね。
1:08:49	一つですCTだからもう一つのパターンがいまいちうまく言えないんですけど、
1:08:54	あくまでこれはファクトとして設計しますというふうに、
1:08:58	宣言するっていうのもあり得るのかもしれませんが、ちょっと
1:09:02	実態つくのかどうか、今聞いたはぎではわかりませんので、
1:09:09	その方針で書くところがうまく包含できるようにどう表現するのかを考えていただきたいと思います。
1:09:16	はい。日本原燃佐川です。すいません。自分の説明が開始に特化した説明してらっしゃいまして申し訳ないです。今の小崎さんの指摘は前段のところ、この資料を直すというところ。
1:09:26	上での類型化に答えちゃったので今みたいなんと、わけわかんないことになりましたすいません。今小阪さんおっしゃっていただいた通り、なぜそれがダクトなんだ、なぜそれが配管なんだというところの入口の方が大事だと考えてございますので、
1:09:39	そこは今のご指摘踏まえまして、ちょっと許認可というか安全設計側とどこでどう落とし込んでいって、会社側の類型につなげるかということで、今のご指摘踏まえて検討し、いたします。以上です。
1:09:56	はい。規制庁上出ですと。
1:09:59	続けて38ページにいきますけど、
1:10:03	(24)番のところ、これは遮断弁の話があってですね、

1:10:12	思ったのは本当にこの弁だけなのか、っていうことなんですけど、
1:10:19	ここで説明したいのは、
1:10:22	この遮断弁一つだけってことなんですか。
1:10:29	蒸気計測設備についていう蒸気がどこまでかかっているかな、にもよるかと思うんですけど。
1:10:38	はい。日本原燃窪田でございます。えっとですね
1:10:43	結論から言いますと、この24に該当する弁は、今書いている弁。
1:10:49	のみです。
1:10:49	それ以外にも動作する、それ以外のP S以外MS数機能に関する継続性を、
1:11:00	に係る土佐式というのはまたそれはそれで別で、
1:11:03	MSの方としても出てきましては24としてはこの
1:11:08	弁滝が対象になります。
1:11:10	以上です。
1:11:12	はい。規制庁上出です。わかりました。
1:11:16	そういうことでMSの方に行けばいろいろあるからP Sで登録して残るぐらいしかないんですよ。
1:11:21	そうですね。はい。
1:11:23	と、
1:11:24	あとその下に16の、この括弧書きの空気貯槽ってこれ何のことですか、なんで括弧括弧なのかっていうのもそうなんですけど。
1:11:36	日本原燃窪田でございます。ちょっとこれ表記の仕方がちょっとあるかもしれないですけども、
1:11:42	25番の安全圧縮、
1:11:44	安全圧縮空気系に該当する設備の中で圧縮装置等空気貯槽というのはそれぞれ、
1:11:52	圧縮機と容器と紙が分かれますので、
1:11:55	同じ尺系を指して言ってたんですが面を分けてしまいました言いたいの は、このあざ形に該当する。
1:12:04	いいですといったことです。
1:12:06	以上です。
1:12:08	はい。規制庁神戸ですわかりました。他にも単体の括弧書きがありましたけどそれは
1:12:13	一つ上のポツを見ればわかりますってことですかね。
1:12:18	おっしゃる通りでございます。日本調剤さんおっしゃる通りでございます。

1:12:23	はい。
1:12:23	わかりました。
1:12:25	あと、次 38 ページの下の、
1:12:33	32 番のところなんですけど項は、またさっきあったように小弁があつて、
1:12:43	これは弁だけでいいんですか。あと 33 番その下は、配管ってあって、
1:12:50	これは配管だけで本当にいいのか、ベントがないのかっていうところなんですけどそのあたり、ちょっと説明いただけます。
1:13:09	はい。日本原燃の瀬川です。
1:13:12	まず 32 番の方ですけども、濃縮缶自体がですね、
1:13:20	管の中にコイルが、
1:13:23	走ってますけれども、そのコイルっていうのが、加熱蒸気を通すのと、冷却水を通すのを兼用している、越えるになります。
1:13:34	通常運転で濃縮運転してる時にはそのコイルに蒸気を流して、濃縮運転過熱加熱させて蒸発させるっていうようなための操作のために使えますし、
1:13:45	濃縮が終わった後は、
1:13:48	をですね今度冷却水に切り換えて、冷やすというような対応をしてそういう兼用設備になってます。なので、そこの蒸気と冷却水の系統切り換えをするために切り換え弁というのをこの 32 の形で特出しさせていただきました。
1:14:05	で、メンタル部分は 30 番の安全冷却水系ですね、安全冷却水系から、ここの弁操作で、32 番の切替弁で、切り替えることで、蒸気から水に、
1:14:18	その系統の流体を切り替えるというようなところで、ちょっとここの設備だけ特徴的的特殊な設備だったのでこの切り換え弁というのを特出ししております。
1:14:29	衛藤 33 番。
1:14:31	ワン。
1:14:34	ここに弁がないのかと言われますと、
1:14:39	ちょっとすいません即答できないんですが多分いてしかるべきかなという気はします。
1:14:45	ガラス溶融炉の流下停止系、ですので加熱運転して流下させている最中というのは、
1:14:56	流下ノズルにですね、空気が行かないように、おそらくバルブで、
1:15:01	そこが演技されていて、

1:15:03	あるタイミングで、流下を停止するぞとなった時にはそのバルブが開になって、冷却空気を吹きつけるというような構成になっている。
1:15:17	であろうと。
1:15:18	思われますのではありません。違う。
1:15:24	違う。少々お待ちください。
1:15:35	日本エヌクボタでございます。
1:15:37	弁に関しましてはまた別のところで取り出してましてページで 42 ページ目。
1:15:46	になりまして、
1:15:49	こちらのですね番号でいる (8) 17 番、
1:15:55	です。
1:15:56	この
1:15:58	ガス用流の流下停止系とありますがここの中でソースターム制限機能として機能は取り出して、
1:16:06	おりまして、ここで設備の方を拾ってございます。
1:16:15	はい、規制庁カミデです
1:16:18	質問しながら、何でこれが崩壊熱の除去なのかなと思ってもいて、
1:16:25	そういう意味だとう例の方はソースタームの制限だからそれっぽいところにいるんだけど、
1:16:32	相川。
1:16:36	M S 側に行ってるということは P S 側にてってことでしたけど、
1:16:40	これはももとの整理がそうなんですとしか説明できないですかね。
1:16:46	はい日本原燃の瀬川です。今ちょっと私もですね、今久保と説明を聞いてて、いやこれそもそもこの配管が崩壊熱状況にいるのがちょっと間違ってるじゃねえかと。
1:16:58	ちょっとってしまったところもあるので、ここはちょっと内容を精査させてください。以上です。
1:17:07	はい。規制庁神です。わかりました。
1:17:11	明らかに、関係がないっていうのであれば適正化もできると思いますしそのあたりも含めてきちんとした形で設工認できるように、
1:17:21	ということで整理いただければと思います。
1:17:31	よろしいですかね。
1:17:33	はい。日本原燃のセガワです承知いたしました。
1:17:38	はい。規制庁上出です。続けて、39 ページの、
1:17:46	35 番で、
1:17:50	この核的制限値の話があって、

1:17:56	これは耐震設計方針とか行くと、変形量って書いてあって、何か構造強度っていうキーワードがなくなってるような気がするんですけど、これって、
1:18:06	何でこういう記載になるんですか。
1:18:14	日本原燃窪田でございますこちらはちょっと今回のこの表1-2を書く際の、サポートして基本的には、構造強度を担保するのが、前提にありながら、
1:18:25	その他、機能維持の観点で必要な確認項目。
1:18:31	ありましたらそちらを特出しして、と記載してございます。
1:18:36	その種Cを、
1:18:40	表の右上の機能維持の確認項目のところで、※2で少し書かせていただいてですが、少しちょっとMOXの整理とあわせて、ちょっとこの、
1:18:52	構造強度で基準通り、確保しますと。
1:18:55	そう。その場合は、
1:18:58	粛々と構造強度を担保するということが来まして、そうじゃない場合は、
1:19:03	じゃないものを徳田市医師会で当然構造強度も、
1:19:07	をしますよという前提のもとに表を整理しているといった実態でございます。以上です。
1:19:14	はい。規制庁川辺です。そうすると、動的機能維持だとか電氣的機能維持っていうのも、
1:19:21	要は数、その家族どう。
1:19:24	確認済み機能維持確認済み加速度の調査だけでなく高層共同もちゃんと見えますよってということで書いてないってことです。
1:19:33	日本原燃久保田です。おっしゃる通りでございます。
1:19:36	はい、規制庁価ベースわかりました。で、
1:19:40	あと、耐震設計の評価対象の欄で、括弧貯蔵ホールってあるんですけど、
1:19:46	ちょうどホールって、
1:19:47	安重社中、
1:19:49	はい。
1:19:50	あん中ではあるんですけど。なんか、Bクラスぐらいだったような気がするんですけど、どうでしたかね。
1:19:58	日本原燃窪田でございます。安重でございます。
1:20:01	おっしゃる通り基本的に単体ではBなんですけども臨界安全の確保の観点で、基準地震動により確認が必要な対象の機器になりますので、

1:20:13	まさにこれが前段、方針側でお話していた単一ユニット間の
1:20:19	L寸法管理じゃなくて複数ユニット間のはい、設計が必要な対象機器になりますので、
1:20:26	はい、その旨を記載してございます。以上です。
1:20:31	はい。規制庁上出です。分類の考え方はわかりましたというかなんか、昔からそうだったんだろうなと思いつつですけど。はい。
1:20:40	絶えずここに書いてある。
1:20:44	次はす。その下、36 ページの
1:20:52	この星陵及びグローボックス云々っていう対象設備なんですけど、
1:21:00	耐震設計方針の欄に行く等、建物構築物の話があって、
1:21:07	グローボックスに対応するような方針が書いてないように見えるんですけどこの辺はどうなってますかね。
1:21:43	日本原燃窪田でございますすみません衛藤。
1:21:47	今現時点で確かにおっしゃる通り遮へい設備として建物、
1:21:52	ですね、壁や天井と、堂々というふうに書かせていただいている、おっしゃる通り遮へい機能付きのグローボックスが伝わりまして、
1:22:04	明示できていないかなというふうに、
1:22:08	ちょっと今他のページを見ていてもちょっと、
1:22:11	そうですね。
1:22:12	早速大津すみません追加で確認させていただきます。
1:22:15	以上です。
1:22:18	はい。規制庁小尾です。
1:22:21	加えて、38 番ですけど、
1:22:27	これもラックとか、
1:22:29	ピットとかって、RCのものを言ってるんじゃないかなと思っていて、そうなったときに今聞いた。
1:22:37	36 番、藤、
1:22:41	耐震設計方針が随分記載程度が違うなと思ってんですけど、この辺りって何か考えありますか。
1:22:53	はい日本原燃窪田でございます。36 に関しましては、その建物の躯体そのものが、遮へい機能として機能を有する構築物と、
1:23:05	いうこともありまして具体的に書かせて具体的に書かせていただいておりますといたしますか建物に対して、遮へい器を維持するための設計とこういう設計ですと、
1:23:16	冠水のような、直接に残留した設計ですとか聞かせていただいたのが 36 で、38 に関しましてはですね、実際遮へい機能と言ってはいますが、

1:23:27	これ自体ではなく、ここにためる水が、
1:23:31	その補助的な遮へい機能を有するものでしてその水がめとしてその必要な遮へいを有する水を適正に保持すると。
1:23:39	いった観点から、菅。
1:23:41	考えていますで、
1:23:43	そういった場合に、実際
1:23:46	資料を持っているところはライナ部になりますので、Aの建物躯体能としては、単にそのライナーが健全であることを前提に、
1:23:55	断層の構造強度を確保することによって、この機能は維持できるといったことで少しその36と38で、活気分けが生じていると。
1:24:05	一括失態でございます。
1:24:07	以上です。
1:24:08	はい、規制庁カミデですわかりました。
1:24:14	あとは
1:24:17	そうですね。ええ。
1:24:20	ちょっと飛んで41ページで、
1:24:30	72番。
1:24:31	で、これ、建屋があって、
1:24:37	これってあれなんですだけ、建屋全体が安重でありSクラスですっていうことなんですだけ、ちょっと何かイメージと合わないんですけど、いかがですか。
1:25:10	日本原燃窪田でございます。えっとですね、ちょっとここ、ここ明確に建屋全体ですかと言われると、少し、
1:25:18	あれなんです
1:25:20	概念としましては、1、一次二次三次閉じ込めがまだいまだに三次閉じ込めにあたる部分というふうに理解してございまして、その73番で言いますと、この
1:25:33	建屋の換気系が安重として登録されてます。
1:25:37	一次が
1:25:39	容器、その液を実際を保有している容器と、うん排ガスで二次がそのセルと、
1:25:46	乗せる廃棄、
1:25:48	参事が、さらにその建屋、
1:25:51	その建屋の排気系とか、そういった構成になってまして、その他の72番はその三次閉じ込めである建屋を指して言っております。
1:26:00	建屋換気系で適切にその廃棄するための、

1:26:05	建屋といいますか衛藤なんですかねそこをなす。
1:26:09	部分というのがこの72番で有害ね。
1:26:12	なっておりますので例えば
1:26:15	ホワイト
1:26:16	区域というんですかねその非管理区域みたいなのもあればそこは厳密には、
1:26:20	そうかと言われたら間違えますという意味でその建屋全体ではないというような趣旨でちょっと発言させていただきました。
1:26:26	以上です。
1:26:29	はい、規制庁カミデでそうになると、
1:26:34	ちょっとあんまりイメージは持ってなかったんですけど。
1:26:38	管理区域の境界だとか、
1:26:41	S、
1:26:42	安重でSクラスって、
1:27:05	規制庁カミデず、この辺りちょっと建築側の人とも話をして、
1:27:10	もらえればと思うんですけど、どうですか。
1:27:21	はい。日本原燃の瀬川ですけれども。江藤。
1:27:26	必ずしも、そのバウンダリの部分がすべて安重Sかというのと、そうならない部分もあるというのが、今、六ヶ所側で出てきていた発言。
1:27:38	でした。
1:27:40	ちょっとですね、ここ辺は、
1:27:44	1回ちょっと整理をさせていただければなと思います。すみません。以上です。
1:27:51	はい。規制庁上出です。
1:27:54	請議して、
1:27:56	資料出してくださいってということなんですけど、
1:28:00	これを、
1:28:02	ここを整理して基本方針にきちんと展開をして、それと
1:28:11	計算書との内容っていうのもちゃんと整合とってた、第1回は建屋内ですからそこまではないかもしれないんですけど、そこまでちゃん等、
1:28:21	皆さんが見た状態資料が出されるっていうのが、今の段階においてはそうだと思っているので、ちょっと、
1:28:33	その辺はしっかり皆さん確認した上で、出してください。
1:28:39	はい。日本原燃の瀬川です申し訳ございません。ちょっと私の中でもきちんと整理できてなかったのが、今ちょっとこんなこと言ってしまったんですけど、ここの

1:28:51	ここ、建屋の参事と閉じ込めですね。
1:28:55	MS機能としての三次閉じ込めっていうのは、安全機能上もちょっと特集かなというふうに思ってまして、これってのは設計基準事故が、
1:29:05	起こった時に初めて発動される安全機能なんですね。で、そういった観点でいくと、まずあの地震でもって、設計基準事故っていうのが起こらないようになっている設計だといったところと、
1:29:20	この事故時にしか期待しない安全機能を、そういった部分の重ね合わせ性をどうするかといったときに、必ずしも重ね合わせる。
1:29:30	ものにはならないのではないかと。これ
1:29:35	外傷その他とかでも同じようにですね、外部要因とそのDBDBAの事故時荷重を重ね合わせるか重ね合わせないかと。
1:29:45	そういった整理を先週のヒアリングとかでもご指摘いただいておりますけれどもそれと同じ関係性があると思っておりまして、すいません整理できてないままお出ししてることには変わりないんですけども、
1:29:59	そういった部分をちょっときちんと見える化してですね、ご説明できるようにしたいと思います。以上です。
1:30:08	藤規制庁カミデです。まず確認し、
1:30:13	今でも確認できると思うんですけど、安重の分類表でどういうの位置付けになってますかね。ちょっと今後ろの方探してるんですけど、
1:30:22	建屋そのものっていうのはどこにありますか。
1:30:32	日本原燃窪田でございます。とですねうちの参考でいきますと、今ちょっと富。
1:30:38	てるんですが、
1:30:40	通しで62ページ目のところにあります。
1:30:45	はい、都築カミデです。わかりました。
1:30:50	これ、
1:30:53	Sクラスにしてないんだとすると、許可のときの整理資料で何か説明を聞いたような記憶が、
1:31:03	あん中なんだけど、プラス上はSではないんですというものを
1:31:09	資料にまとめてもらったと思うんですけど、その辺の話今、
1:31:15	わかる人いないですよ。
1:31:18	はい。日本原燃の瀬川です。
1:31:20	ですね三次閉じ込めのまずは、ちょっと建屋置いといてですね、排气系、
1:31:27	これももともとは安重Cクラスでした。
1:31:32	もともとの設計は安重Cクラスで、今回の新規制基準で、

1:31:38	事業者側からですね、再処理の最も大事な安全機能ってのは閉じ込めだと。
1:31:45	公衆に対してご迷惑をおかけしないための最後の砦の三次閉じ込め、これを耐震Sにしますというのを今回の新規制で宣言させていただいて耐震クラス替えたものに、
1:31:58	なります。
1:32:00	というのが今の実態でございます。ただ、繰り返しになっちゃいますけど、もともと既認可でCとしてよかった考え方ってのが、
1:32:10	ありまして、それってのはその事故、事故、事故時に初めて、
1:32:15	活動する安全機能だっていうちょっと特殊性があるといったところもありましたので、ちょっとそこいらをですね、きちんと整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:32:28	はい。規制庁、カミデです。
1:32:35	そうですね今許可のときの資料を見ても、
1:32:46	ちょっとすぐには見つからないですが、いずれにしても少し整理をしてください、その上で、
1:32:54	新規制基準では、Sって宣言したんだけどもともと既許可の説明を引っ張り出してやっぱりS I Sみたいなことは、やる。
1:33:03	そんなことや、やるんですかって感じなので、
1:33:06	きちんと許可を踏まえた説明をしてください。先ほど
1:33:12	から数濃いうか停止の配管みたいなものはN-SとP Sとのつけかえみたいな話なんで
1:33:20	その話。
1:33:22	大きな話ではないと思いますが、
1:33:25	今瀬川さんが説明されようとしていたことは、許可の範囲を、
1:33:31	越え超えるんじゃないかというような気がしましたので言葉っぷり体からだけだと、ちょっとその辺りは、きちんと説明するようにしてください。
1:33:44	はい。日本原燃の瀬川さんの挙カーをまた塗りかえるというような意図は全くございませんので、評価で説明した範囲においてどう説明できるかといったところを整理させていただきます。以上です。
1:33:58	はい。規制庁神戸ですよろしく申し上げます。
1:34:03	あとですね、42 ページは、42 ページで、
1:34:12	86 番はさっきちょっとありましたけど、増益の回収系なんですけど、
1:34:20	耐震設計の機能維持方針のところ、回転機器って書いてあって、確かにポンプという名前のものはつきつつも、回転機器なんて、

1:34:28	あったかなと思うんですけど。
1:34:31	これ、どんなものですか。
1:34:36	日本原燃の瀬川ですちょっと今カミデさんガーン疑問に思われたところの回答に直接なってるかどうかってのは定かではないんですが、
1:34:47	回収するためのポンプといったときに再処理の場合は、動的な機能を有しないのスチームジェットポンプっていう、回収機器で、
1:34:58	基本的には回収するのを原則としてるんですけども、
1:35:01	臨界の恐れのあるプル溶液ですね。
1:35:04	これは蒸気とまざって臨界みたいなのが起るとまずいで、そのこのプル系の改修の部分についてはですね、この回転機器普通のポンプですね、を用いて、
1:35:17	漏液を回収する、そんな運用としております。以上です。答えになりますかね。
1:35:22	はい。規制庁上條です。イメージは、
1:35:26	ほとんどこれ責めないものだろうなと思ったので、その動的機器とか電気がないはず。
1:35:33	だったのでどうなのかなあと思いましたけど、例外がある。
1:35:38	ことなのでとりあえずはわかりました。
1:35:42	そうなると、スチームジェットだったりっていうのは全部配管系に入ってきてるってことですか。
1:35:55	日本への移行ですはい、えっと、同じその配管。
1:35:59	そして、
1:36:01	大丈夫。
1:36:02	配管として整理してございますやはり、今の位置付けとしましてのポンプではなく配管系の中に含まれていると委員会ではやはり整理しております。
1:36:10	以上です。
1:36:11	はい。規制庁川部です。それで、スチームジェットを使って、
1:36:18	どう影響ハイウェイ回収する機能に対しては、配管の構造強度だけできれば、いけるんですけど、単純に。
1:36:30	何か。
1:36:32	ええ。
1:36:33	蒸気とかいらなかったっけ。
1:36:40	はい。日本原燃の瀬川です。
1:36:43	またこれ記載箇所が、
1:36:46	バラ得るんだと思うんですが、安全蒸気系ってどっかに、

1:36:58	10 ページ。
1:37:01	4、40 ページの、
1:37:04	54 番、
1:37:08	安全蒸気系ということで、シヘン機能という、ちょっと
1:37:14	ここがほんつとに、
1:37:20	すっと入る収めどころかっていうのはありますけれども、
1:37:24	どちらかというやはり安全蒸気は漏えい回収のための機能なので、
1:37:29	支援ではなくて先ほどのソースタームの制限のところに、86 番とぶら下げて書いた方がちょっと適切なような気がしますが、
1:37:38	今は 40 ページの 54 番に記載してございます。以上です。
1:37:44	はい。規制庁亀井です。とりあえずは、
1:37:47	わかりましたけど
1:37:53	そうですね、もうちょっと先まで、
1:37:56	一通り話を聞いて最後にしましょうか。
1:37:59	ええ。
1:38:01	あと、42 ページの 80、
1:38:04	
1:38:17	89 は
1:38:23	P S だ等堂々がここに入ってたんですね。
1:38:28	あれですか、M S だ等、
1:38:30	堂々は、
1:38:32	入りませんよっていう整理になるんですけど。
1:38:35	何かその辺の考えがふっと入ってこなかったんですけど、解説いただきます。
1:38:54	日本クボタでございます。すいませんちょっと事実関係として
1:39:01	はい P S 2 だけしか入ってないというので岡野さん安全機能と、
1:39:08	既認可の整理からそうだったんですけどもすいませんその解説という意味で、やはりそこはもう少し確認が必要かなと思います。
1:39:15	ちょっと即答できません。
1:39:17	以上です。
1:39:19	はい。規制庁亀井ですちょっと、
1:39:23	ないと駄目かって言うほどの問題意識でもないもので、ちょっと聞いてみたんですけどまず現状としてはわかりました。はい。
1:39:33	あとは、
1:39:36	次 43 ページの、

1:39:43	91 番、
1:39:47	これの遮へいのところですね、耐震設計の機能維持を方針で、
1:39:53	なお、中央制御室云々っていう、このなお書きが入ってるんですけど、この意味がよくわかんなかったんですけど、解説してもらっていいですか。
1:40:08	日本原燃窪田でございます。衛藤。
1:40:11	こちらもう少し重要分類との兼ね合いを少し書かせていただいたんですが、基本的には支社設備をなす制御室の遮へいというところものはもうまさにその通りなんですけども、
1:40:24	金融機関の整理もそうだったんですが遮へい機能自体は、Cクラスですと、で、
1:40:32	それはその事故時、
1:40:35	事象とその地震との重畳という意味で、あそこはまず重ね合わせる必要がないという前提のもと遮へい設備自体はCで、換気設備として、
1:40:46	Sクラスにしますと。
1:40:47	ということで従来の重要分類、まあまあ設定されていますので、
1:40:52	ちょっとそういった意味でこのなお書きを書かせていただいたというのが趣旨でございます。ただ
1:40:58	設計の方針としては、何かシンプルにちょっと書きちゃったなというところもありまして実設計としてやらなきゃいけないことはオオオカのサイズ等々の設計と、
1:41:10	あまり分類としてはCだというふうな整理でございます。
1:41:13	以上です。
1:41:15	あと、規制庁カミデです。よくわからなくて、Cクラスのものは、
1:41:21	静的って言ってもいろんな静的地震力があるんで、どれ使うか知らないんですけど、CはCでやりますって書くこと自体、あまり意味がない思っています、
1:41:34	何が説明したいんだろうなって思いながら見てたんですけど、
1:41:38	何かそういう観点で、何か書いた人みたいのってあります。
1:41:44	日本エヌクボタでございます。いえ、そういう意味ですと、その機能に関して必要な設計というところは別に講師とか工学前がやることは変わらないので
1:41:55	舟木金戸思いました。以上です。
1:41:58	あと、規制庁カミデです。
1:42:02	今、ここ、ここは安重の表なので、別にいらなくて、P Cの表に書いてありゃいいんじゃないかと思うんですけど。

1:42:11	そういうことですよ。
1:42:14	はい。日本原燃窪でございますはい。ちょっとそのような、
1:42:17	体系かなというふうに考えております。
1:42:19	以上です。
1:42:23	はい、規制庁上津わかりました。
1:42:26	あとおなじページで99番で、
1:42:34	受け皿があって、これも、
1:42:39	耐震設計の機能維持方針の欄で、
1:42:44	これもなお書きがあってライナー部の構造健全性っていうのが、
1:42:51	イケザろう、
1:42:52	とライナーっていう関係がよくわからないんですけど、
1:42:57	あれ何でしたっけ。
1:43:00	ライナーセルにあるライナーを受け皿って言うてたっけ。
1:43:09	日本原燃窪田でございます。
1:43:11	この受け皿としてとせ。
1:43:14	系ザーとして登録している、まずライナー構造の、
1:43:20	ものを受け皿ですねそれをさして、
1:43:23	この記載は、
1:43:25	ライナー部という表現をさせていただいてます。
1:43:30	以上です。
1:43:34	はい。規制庁、上出です。わかりましたというか、
1:43:39	なお、
1:43:41	土肥信雄。
1:43:49	受け皿っていうのは全部コンプリートなんでしたっけ。
1:43:55	日本円クボタでございます。受け皿はエイトライナー構造へと設備になりまして、ここでなお書きでちょっと書かせていただいたん。
1:44:04	趣旨がですねそのライナー自体は結局耐震、谷川の構造強度で担保しますので、
1:44:12	その部分をなお書きで表現したかったというだけです。
1:44:16	前段、説明させていただいたプールの
1:44:22	ライナー部の話とはずっと近いかなと思ってですね表現をちょっと合わせて書かせていただいたというのが趣旨でございます。
1:44:28	以上です。
1:44:32	規制庁カミデです。私の曖昧な記憶だと、
1:44:37	幾つかの貯槽の下に、

1:44:39	受け皿があってさらにその下のセルの床にはライナーっていう、何か段階的な構造のところもあったんじゃないかと思いましたが、
1:44:51	ちょっとそれは勘違いで受け皿っていうのは、
1:44:54	何かその名前の通りお皿みたいなものがあるわけじゃなくて、全部野瀬瑠羽の床面に、
1:45:00	床面と壁の立ち上がり少しライナーを敷いてあってそれをラインな受け皿と呼んでますっていうことですか。
1:45:09	日本原燃黒田でございますはい。最後にもう1通りあくまで躯体のそのライナで構成したものが、受け皿。
1:45:16	になってます。
1:45:17	はい。
1:45:19	はい。以上です。成長科別わかりました。
1:45:26	続けて、
1:45:31	と。
1:45:32	ちょっと飛んで、
1:45:34	安重は終わりで47ページに飛びますけど、
1:45:41	B Cクラスの表でこれ笠井図医薬品とかって、
1:45:46	この条文の中で、BクラスであったりCクラスであってもS sにもたせるものがありまして、宣言して、計算書別紙につけたりしてますけど、
1:46:00	この条文によるS s機能維持、
1:46:03	の機能は、今この表に入っているのかこの47ページのところに書いてあるのか。
1:46:10	これより前の安重のところに書き下しているかっていうとそれはどっちになりますかね。
1:46:24	日本エヌクボタでございます。
1:46:28	今回のこの資料では、地震による損傷の防止のまさに耐震条文要求を踏まえて、S s機能維持を行う。
1:46:37	ものという視点で整理してございます。ですので、
1:46:41	その火災ですとか椅子や金といったその他条文の要求でS s機能維持をするものといったものは、今現時点では、
1:46:51	ここでそのS sということを明記した、してはございません。衛藤。
1:46:57	足達勝伊橋ですが、地震力の本庄で整理すべきS s機能維持というものはこの表の中で整理して、そういった、
1:47:06	区分けになってございます。
1:47:09	以上です。
1:47:11	と、規制庁カミデです。そうすると、

1:47:15	別にまた今度でもう駄目と言うつもりもないんですけど、
1:47:21	もうこれ以外今書いた 47 ページ以外に火災と海水っていう観点で機能を維持すべき機能が出てきて、維持の仕方も、今の 47 ページとは違うものがあるっていうことですか。
1:47:41	日本全国でございます
1:47:43	見るべき観点という意味では本章ですべて拾われておりますがその中でも、その S s 機能維持が必要なものというラベルで、
1:47:54	この表現をちょっと区分けしておりませんでしたので、
1:47:57	例えば
1:47:59	火災でいえばその消火設備ですとか、そういったものも実際はその火災の要求から S s 機能維持が必要というふうに個別上、条文側から、
1:48:08	展開されて、維持されますので、
1:48:12	そういったもので例えば 11 条の 1、
1:48:16	ですかね
1:48:18	67 ページ一番上の No.11-1 増加ベースもこちらも消火設備として成績の維持っていうのは、11 条の要求から来るものでございますので、
1:48:28	これが S s 機能維持ですという、真鍋さんと右側の左の項目で展開することでちょっと他と等が取れるかなというふうには考えてございます。
1:48:39	以上です。
1:48:42	あと、規制庁カミデです
1:48:45	前半図等いやこれは関係ないんですけどっていう説明をされてて、いややってみようと思ったんだけどさ、最後は一緒ですって言ったんですかねちょっとよくわからなくなっちゃったんです。
1:48:57	あ、すいませんはい、江藤一章です。はい。
1:49:00	入口は一緒で、機能の抽出としては、
1:49:03	これは変わりません。以上です。はい。規制庁神戸です。
1:49:07	と、
1:49:08	その場合に、わかるようにしといてくださいっていう話で、今 B C の表ではあるんだけど、今言ったような火災とか S E の薬品の S s 機能維持に対する、
1:49:21	維持の考え方っていうのは、一緒ですっていうことはここで、
1:49:27	宣言しておいてもらおうと、また次回でおなじ話もし返さなくて良くなるんで、
1:49:33	ちょっとその辺り、手当をしておいてください。一応確認をしてもらった上で、お願いします。
1:49:40	はい。日本エヌクボタです承知いたしました。

1:49:45	はい、規制庁カミデして、
1:49:47	一応大体一通りそんな感じなんですけど、
1:49:53	明らかに
1:49:56	直した方がいいとか、
1:50:01	書き出さなきゃいけないっていうところもありつつ、
1:50:05	何か途中で確認した、何かもともとこういう整理なんですよねちょっと気持ち悪いですよねみたいな話は、
1:50:13	どうしようかなっていうところで、
1:50:21	この資料としてというか耐震の設計を確認する上で、
1:50:26	この表をどこまで、
1:50:28	綺麗にするかっていうとあんまり、
1:50:32	綺麗じゃなくてもう網羅的に物があればいいとは思いつつ、
1:50:38	どのぐらいまで表し上げるかっていうのは、
1:50:42	表指標というか、カテゴリーですかね。これこっちじゃないのみたいな話とか、
1:50:48	さっきの蒸気がすごい安全蒸気ってこっち飛んでますよねみたいな話っていうのは、
1:50:55	どう、どうしますかっていう。
1:50:57	感じなんですけど事業者として今思ってるところがあればお願いします。
1:51:06	はい。日本原電の瀬川です。上出さんにおっしゃっていただいた通りですね、取ってなかった状態であっても、結論は変わらないは変わらないんですけれども、
1:51:18	やはり、私も説明してて、思うようなところはあるにはあるのも、
1:51:24	認知しましたので、
1:51:28	既認可の整理がといったところはあるにせよ、
1:51:32	でですね、まとめるべきはまとめた方が、
1:51:36	いいかなと。
1:51:37	いうふうに思い、思いを持っております。今のところですね。はい。今のところというか思ったらそう、そういうふうには是正していくわけですがけれども、思っております。以上です。
1:51:47	はい、規制庁カミデず、D。
1:51:50	その辺もあれなんですよね
1:51:54	今回
1:51:55	安重の表っていうのを、
1:51:59	持ってきているからこそその気持ち悪さでもあって、

1:52:03	トモウラて聞いにどうやってやりますかっていうときに、出発点としては安重の表でしょうということから始まっていて、
1:52:12	別に耐震の機能維持として安重の表の通りじゃなきゃいけないっていうこともないので、
1:52:20	K I Cは安重の表としつつ、耐震のこの建物 30 で整理するものっていうのは、
1:52:28	これは工場の整理でっていうのも、
1:52:34	方法としてはありかなあとと思いますけど、
1:52:37	その辺、どんな感じですかね。
1:52:49	はい。日本原燃の瀬川です。
1:52:51	安重の整理は安重の整理で、キーワードですね先ほどの上記みたいなやつもそうなんですけれども、支援機能というキーワード、これはあん中で胆汁の整理の、
1:53:04	中でやられている整理なので、これを決することはできないんですけれども、ただこの表 1-2 のまとめ方としてはですね、ソースタームの制限機能のところに、
1:53:15	きちんとぶら下げつつ、関連するものとしてこういう支援機能が、
1:53:20	そのソースターム制限機能にぶら下がって支援機能としていますよというようなそういう並べ替えは適宜やってもいいかなというふうに思っておりました。
1:53:30	はい。
1:53:31	以上です。
1:53:33	はい。規制庁上出です。
1:53:36	一応こちらの思いとしては、
1:53:39	安重の表の整理等、対応がとれてないと駄目だと言うつもりはなくて、
1:53:45	いずれにしても網羅的である古藤。
1:53:49	が、まずもう一つで、
1:53:51	できればわかりやすいといいなというところがありますのでそのあたり少しバランスをとって、
1:53:58	作業いただいて、途中段階で何かあればまたヒアリングで、
1:54:05	話があってもいいですから、ちょっとそんな形で、
1:54:11	ブラッシュアップを進めて、なるべく早く、
1:54:16	耐震建物参事を固め、
1:54:19	これができないと結局、さっきの別紙 4-1 にどこまで書くかっていう西川さんもできないですから、

1:54:26	なるべくそういう作業が早くできるように、いただければと思いますけど、よろしいですか。
1:54:34	はい。2本目のセガワで承知いたしました。
1:54:39	はい。規制庁深見です。私から30については以上です。
1:54:45	規制庁竹田です。その他は慶長側から確認ございますでしょうか。
1:54:53	よろしいでしょうか。
1:54:55	それじゃ、建物30で振り返りをお願いします。
1:55:02	はい。
1:55:04	日本原燃の瀬川でございます。
1:55:08	と、とですねまず23ページの、事故名の部分ですね、図示してるのはリークがあるような極端な場合だけ記載してるわけですけども、
1:55:19	リークがないようなものもあるはずで、そういったところの、全体図をしっかりと見えるようにしてくださいといったところを対応いたします。
1:55:27	あと、表1-2の網羅性ですね今最後、上出さんからもございましたけれども、網羅性の部分、こういったところをきちんと本文中、
1:55:40	今、別紙1の本文というふうに述べておりましたけれども、何をもとにこの表1-2ってのが作られているのかといったところをきちんと示すことと、
1:55:50	あと、表自体はですね、繰り返しになりますけれども、網羅的であってなおかつわかりやすさといった部分にも配慮するというような形で、修正いたします。
1:56:02	と、フィルターですね、こちらについては再処理の重要な機器であるといったところもございますので、着目する部位が本当にその部位に着目しときゃいいんだといったところがわかるような、そういった概要図を使ってですね、
1:56:19	共通認識を図れるような工夫を図らせていただきます。
1:56:23	と、37ページで二重管が出て参りましたまた配管収納容器なんていうものも出てきました。こういう、こういったものもですね先ほどのフィルター同様ですね、こういったものなんだといったところの共通認識図った上でですね、
1:56:40	耐震評価に繋がる、共通認識を図れるような工夫をして参ります。
1:56:46	あと、今の例示で、そういったところ出ておりますけれども、カーにもですね最初新居特有で、なかなかイメージしづらいようなもの、そういったものが、きちんと評価部位といったところを見ていきゃいいんだらうねといったところの認識を図れるように、他の部分全農らかけてですね、

1:57:05	必要なものは解説を拡充させて参ります。
1:57:09	あと配管収納容器の区分ですね、これ今容器という区分で整理しておりますけれども、
1:57:18	そういう徹底ピッチで評価するんだとか、そういった評価体系からすると、どこの機種群で整理するのが最適なのかといったところを再考いたします。
1:57:29	はい。あとはですね、細々表の中でご指摘いただいております、配管崩壊熱ガラスに吹きつける空気配管の場所が本当にそこでいいのかとか、
1:57:44	あと遮へいでグローブボックスについての方針がない。
1:57:47	とか、あとは道道の遮へい、MSとしてのドウドウの遮へいの記載がないとか、そういったところ細々いただいておりますそういったところはしっかり、もう1回、全体見直しですね。
1:58:01	是正かけて参ります。一番大きなところとしては建物の耐震クラスですね、こちらの部分についての説明というのをですね、もちろんへ、
1:58:12	に逆らうような整理をするつもりはないんですけども、どういう考えなんだといったところを、補足的に説明を追加したいと。
1:58:20	考えてございます。
1:58:23	あと、ABCの表の方で火災水のS s機能維持の考え方、これ考え方は同じなんだというのであれば、そういったところをきちんと表の中で宣言すると。
1:58:34	言ったような対応をさせていただきます。以上です。
1:58:39	規制庁竹田です。ありがとうございます。
1:58:42	今の説明にコメントございますでしょうか。
1:58:47	よろしいでしょうか。
1:58:55	うん。
1:58:59	規制庁の竹田です。それでは回収してから2時間経ちますので一度休憩入れたいと思います。
1:59:05	16時40分再開でよろしいでしょうか。
1:59:10	はい。日本原燃仲間です。16時40分再開よろしくお願いします。
1:59:16	第四部で再開しますのでよろしくお願いします。
0:00:01	院長の竹田です。
0:00:03	それでは、ヒアリングの方を再開いたします。
0:00:07	それでは続きとしましては地震00-01-1。すいません。規制庁、カミデです。今、耐震建物さん中で機能の話をしたので、

0:00:19	関連する補足をさわっちゃおうかと思っていて耐震基準 14 と大新規で 22 を、
0:00:27	今やっちゃおうかなと思ってんですけど、原燃。
0:00:31	どうですか。
0:00:40	日本原燃菊池です。はい。よろしくお願いします。
0:00:45	はい、規制庁カミデで耐震記念 14 なんですけど何か説明したいことがあります。
0:00:55	日本原燃菊池です。耐震基準 14 につきましては
0:01:00	動的機能維持の評価対象っていうところで、そこからきてるっていうので、まずは今のありました耐震建物 30 っていうところからの抽出っていう部分。
0:01:11	こちらが 1 ページの、すいません、右下 3 ページの下の方にちょっと記載させていただいた部分と、あとは、右下 4 ページですね。
0:01:21	その上のほうのなお書き以降のところ、その指導弁に対しての考え方っていうところを今回追加させていただいております。以上になります。
0:01:35	はい。規制庁カミデですけど。
0:01:41	何か、何を説明したいのかなっていう感じがしていて、
0:01:46	耐震建物 30 に示すって書いてましたけど、
0:01:53	基本的には 30 の整理を受けるとどんなものに、動的機能維持があっっていうのがわかるわけですから、
0:02:02	それを受けて、
0:02:04	これらについてはこういうふうな方針でやりますっていうのがこの資料だと思うんですね。そうすると、
0:02:13	本文の内容、拡充されるし、9 ページにある、別紙っていうのがもう全部次回でやりますって何も書いてないんですけど、これも項目として、
0:02:25	出てきて、
0:02:29	次回も見渡してどんなもんかなっていうのが、
0:02:33	わかるようになると思うので、
0:02:35	まず
0:02:36	30 の整理をちゃんとした上でこれもブラッシュアップしてっていうことだと思ってんですけど、事業者としてはどんな感認識ですか。
0:02:49	日本原燃キクチ手術。はい。今、
0:02:53	おっしゃられたことをあとは 30 で、今、ほぼ大体整理ができた。
0:03:00	きたっていうところを踏まえますと、等、

0:03:03	より、ある程度具体的な対象っていうものを、どういうふうな設計方針でやるかっていうところをまずは本文で書いた上で、
0:03:14	ちょっと別紙で
0:03:16	次回の範囲をどこまでっていうところは少し検討はさせていただきたいなと思います。
0:03:22	以上です。
0:03:24	はい、規制庁カミデつって、
0:03:27	30 度の関係でいうと、
0:03:32	何か、
0:03:33	結果っていうよりも昨日のところもちょっと見て欲しいて、要は何が言いたいかっていう等
0:03:41	動的機能って、大体溶液の移送とか廃棄とかだと思うんですけど、
0:03:48	最初の場合さっき言ったみたいにスチームジェットとかがあって、溶液の移送するんだけどこれは動的じゃないんですみたいな話もあるじゃないですかその辺が、
0:04:01	先ほど話だと、耐震建物さん中でもある程度説明を加えられるので、そこで説明されれば、耐震記念 14 ではそれを引き取ってっていう整理でもいいのかもしれないですけど、
0:04:15	ちょっとそういう最初に突風
0:04:18	理由のところ、今どの資料も、
0:04:21	焦点が合っていないような気がしてますので、
0:04:25	他の資料ではそこちゃんと
0:04:30	示してもらおう。
0:04:32	ということで
0:04:34	全体整理いただきたいと思いますが、よろしいですかね。
0:04:40	日本原燃菊地です。はい。まず、耐震建物 30 の方でどこまで説明して、それを引き取った形で、今おっしゃられたようなスチームジェットポンプのように、
0:04:52	動的機能が要らないものでの液移送だったり、一方で、何が動的機能を使って、溶液の移送なんかをするものなんだっていうところが、ちょっと 30 と連携した形で、
0:05:07	全体がわかるような形で資料の方を修正させていただきます。
0:05:13	はい。規制庁カミデです。よろしく申し上げます。
0:05:18	この資料は私はそんなところですけど。
0:05:23	他規制庁側で何かありますか。
0:05:30	規制庁カミデです特になければ

0:05:35	あんまり関係しないんですけど耐震基準に中にも、別紙4-1の関係という意味では一応、あるんで、
0:05:43	耐震基準22の方で、
0:05:49	何か説明したいことありますか。
0:05:53	はい。日本原燃の岩渕でございます。
0:05:56	田井式で22の事故時荷重と地震荷重との組み合わせにつきましては、前回、再処理の設計基準事項及び、
0:06:05	運転時の異常な変化についてご説明しまして特にコメント等はいただいてないんですがその際に、
0:06:11	設計基準事項としなかった事象、例えばJM、いわゆるJMレポートで押された事象についての検討はどうかというご指摘をいただきましたので、そちらの方を添付として本資料に追加してございます。
0:06:24	その他後は、前は再処理の設計基準事項のみ、
0:06:28	の表記載でしたが、今回、MOX燃料加工施設における設計基準事故の間組み合わせの有無についても記載してございます。
0:06:37	以上でございます。
0:06:42	はい。規制庁上出です。この資料について私からは特段、
0:06:49	今のところ特段ないので、何か見ていく中であれば、話題にしたいと。
0:06:57	います。私からは以上です。
0:07:01	その他、規制庁側から、この資料で確認ございますでしょうか。
0:07:10	よろしいでしょうか。
0:07:12	それでは、
0:07:21	規制庁のタケダです。それでは、
0:07:23	地震00-01の確認に戻りたいと思います。
0:07:29	まず地震時、0001の別紙4-2から確認を進みたい、進めたいと思います。
0:07:40	ここにつきまして原燃から説明がございませうでしょうか。
0:07:51	営業部の宮尾です。ボックスの関係の別紙4-2等を、
0:07:57	同じ資料なんで、ここでは特に説明ありません。
0:08:02	はい。規制庁の竹田です。それでは、規制庁側から4について確認があればお願いいたします。
0:08:11	と、規制庁カミデですちょっと
0:08:15	確認はあるんですけど今うまく資料が開けてなくてすいません。
0:08:23	ほかに。
0:08:24	また市議会であるかって言えばお願いします。
0:08:44	あと、規制庁カミデすみません、とりあえず開けそうなので、

0:08:51	380 ページのところですけど、
0:08:56	MOXの今のMOXを踏まえてっていう形で、確かにそういうふうには書かれてはいるんですけどね。
0:09:07	例えば 380 ページの 3.2. 1 の、
0:09:10	全応力解析に用いる物性値っていうので安全に誘客水。
0:09:16	K B 冷却塔のって、
0:09:19	いう主語D、始まっていて、
0:09:23	最初の場合は、次回でいっぱい建屋なり、冷却塔もいろんな種類があつて、
0:09:30	これって、
0:09:32	完成形としてどんな文章になるのかっていうのが気になったんですけど、そのあたり、イメージされて、
0:09:39	今の説明資料って作られてますか。
0:09:47	日本原燃の宮元でございます。すみませんこれはMOXにする形ですね、目標ではもうスターティアだけなんですけど、すみませんちょっと全体を意識して、ちょっとこれから書くようにいたします。
0:10:02	再処理施設II、再処理施設の
0:10:08	基盤を解析の中で物性値にはとかっていったようなしごかいのかなあとは思いつつもちょっと考えさせてください。
0:10:17	はい。規制庁カミデですそうやってか全般として書けるのであればいいなと思いつつ、
0:10:25	書けないところが、こういうところがあるんだっていうのが、今話ができればと思いましたが、
0:10:32	その辺はちょっと整理いただいてって感じになっちゃいますか。
0:10:36	売り上げのイベントです。ちょっと知らないで、ちょっと検討さしてもらってどういう手法がいいかっていったところ辺りはですね、ちょっとこの地盤の支持性能とかにも関わりある話なもんですから、
0:10:49	ちょっと地盤側の人間ともですね、ちょっと
0:10:53	社内ちょっと調整させていただいて、もう一度、資料提出が提出するような方向でいきたいと思っております。
0:11:03	はい。規制庁鍛冶です。わかりました。ここだけじゃなくて全般、
0:11:09	そんな感じですので、講習会等の
0:11:13	関係は切り分けというところをちょっと、改めて全般を見て、最終形イメージした時にこの書き方で本当に適切かというところは皆さん、ちょっと確認をお願いします。
0:11:27	医学部の宮田です。承知いたしました。

0:11:30	はい。あと、300、
0:11:33	規制庁カミデですね、383 ページで単純な、
0:11:37	確認ですけど、
0:11:39	埋め戻しどって、
0:11:43	あれでしたっけ、冷却塔の近くで使ってたんでしたっけ。
0:11:47	2本ぐらいの通りです最初、冷却塔の近くで使ってますこの物性値。
0:11:53	埋め戻し土台で、むさされてます。
0:11:58	はい、規制庁カミデです。
0:12:00	あれでしたっけ再処理、おっきく掘削してるところって埋戻し動をで埋め戻してことなんでしたっけ。
0:12:10	そうですね皆さんそうですねこの地盤の支持精度の耐震クールな耐震地盤全部1課の方でも示されてると思うんですけど。
0:12:21	最初李付近はすべて埋め戻していただいて、梅本されてて、東側に行くと、六ヶ所層とかがなんか出てくると、いたような感じの地層構成になっております。
0:12:35	はい。規制庁、神です。それで、
0:12:39	第1回だと、
0:12:41	これも、
0:12:45	あれですけど、
0:12:47	次回で勤怠とかが出てくると、またこの辺は増えてくるんですかね。
0:12:54	井上野見山です。それは承知しております。相当、あと、どうせ無理ぐらいですかね。池尻から対象層に、
0:13:06	追加されているから、思います。
0:13:11	はい、規制庁カミデ須磨
0:13:13	後で増えるとかっていうことはどっかで多分、
0:13:18	書かれてはいるんだと思いますけど、ちゃんとよ。
0:13:23	ちょっとそこまで読み込んでないので、そちらで見て、
0:13:27	その辺は
0:13:30	何だろう。
0:13:31	第1回分については、ここに示します。次回は、また今度という記載はルール通り入っているように確認しておいてください。
0:13:41	4行目の宮田です承知いたしました。
0:13:51	384 ページで、
0:13:56	マンメイドロックの、
0:13:58	諸元があって、
0:14:02	これMOX等、

0:14:04	設計基準強度が違ってて、全然違うのはいいんですけど、
0:14:11	何かこれもあれですか。
0:14:13	他にもいろんな種類あるってことなんですかね。
0:14:17	日本五味大戸です。比嘉については最終的なこの設計基準強度を使って、MOX側、18年度でしたっけ。
0:14:27	これを使ってる。
0:14:30	処理側これ統一できています。
0:14:33	はい、規制庁個別わかりました。はい。それはさっきの関連ですけどね
0:14:40	これで全部かとか次回でまた出るのかっていうことはわかるようにしておいてくださいということの関連で、
0:14:48	井手蓑田で承知いたしました。
0:14:54	あとですね、また似たような話ですけど388ページで、
0:15:03	4ポツ1で、
0:15:08	使用前検査の話が日付とかまで入って書かれてるんですけど、これも
0:15:15	次回をイメージしたときに、
0:15:18	どこまで書くの、全部の建屋なりで、この日付まで書くのっていうところがあるので、
0:15:27	基本方針としてどこまで書けますかっていう話を整理して、
0:15:31	もらえればと思いますけど。
0:15:35	どうですか、今、今のところこの辺までちゃんと書きたいんだっていうことですか。
0:15:40	農業の湯田です。こちら先ほどのご指摘という形でも、数立て等、同じ合わせるもんで、安全冷却、
0:15:51	B、水路っていうような感じで管理、
0:15:56	いるもんですから処理施設はとか、そういった文言で、ちょっと手法の方もちょっと直していきたいかなと思っております。全体を見渡した上で、
0:16:08	はい、規制庁深見ですよろしく申し上げます。
0:16:11	あとですね
0:16:14	389ページの杭基礎の支持力度のところ、
0:16:21	杭基礎の押し込みに対する温い杭基礎の引き抜きに対する云々っていうのは、これ、
0:16:29	360ページにもおなじ記載があっただけですね、
0:16:35	何で2回同じこと書いてるのかなっていうのがよくわからなかったんですけど、何か記載の意図なり何なりあげますか。
0:16:53	少々お待ちください。

0:17:23	2番目の三明取得にちょっとってはなかったんですけど、
0:17:28	発電炉さんですね、同じ横並びっていうことを見た時に、すみません、ちょっと同じような文章が2回出てきているといったような感じでございます。
0:17:41	はい。規制庁深見です。読んで、多分そんな間gなんだろうなど。
0:17:47	思いながら、
0:17:49	何か意図があるのかなあとと思ってましたけど
0:17:54	あれですかねいずれにしても、何かここだけ見ちゃうとおんなじ記載ですけど、結局390ページとかに、
0:18:01	計算式があるから、その前段だけ似てますけどっていうことで理解しておきますか。
0:18:10	日本原燃の宮尾です。その理解でいいかと思えます。
0:18:14	基本は360ページに書いてあるようなやつなんですけど詳細は、後ろの方で、模式なんかを、
0:18:24	やって、詳細をご説明しているっていう例えば感じでございます。
0:18:31	はい、規制庁カミデです。わかりました。
0:18:34	391ページもう最初の話でどこまで書きますかなんですけど、
0:18:40	極東だ形なら、
0:18:44	ため切って、
0:18:46	392ページに示してて、
0:18:48	これ、工事課どうなりますかね。
0:18:54	日本榎本です。これちょっと私ちょっと地盤わーとちょっと相談してくるかと思ってるんですけど、これ一つ一つですね切っていくともものすごい量になってしまうんで、
0:19:07	次回、これからちょっと全部、建物だったりとかですね、都道だったりとか、いろんな屋外構築物かいろんな、
0:19:17	ちょっとまでできるんで、亀田さんおっしゃったように、
0:19:20	ちょっとどういうタイムを切っていくかっていったところをですね、ちょっと時間をも含めてちょっと相談させてください。
0:19:29	はい。規制庁上出です。とりあえずは課題として認識をしておい億ぐらいでいいかと思えます。第1回は
0:19:38	物も少ないし、実用炉との並びもあるしっていうことで、
0:19:43	入れてますけど、
0:19:45	第2回でいっぱい資料がついちゃ駄目かっていうとそうでもないですけど、それにしても、たくさんになり過ぎても気はしますので、ちょっとその辺りは認識いただいて、

0:19:57	また、次回の時に考え方聞かせてもらえれば、
0:20:02	日本原燃の宮田です。承知いたしました。
0:20:07	はい。規制庁カミデですと私は河辺塩野には以上です。
0:20:13	その壁仕様について確認はございますでしょうか。
0:20:20	それでは日本原燃の方から、CO <sub>2</sub> について振り返りお願いします。
0:20:24	日本の宮岡でございます。神谷さんからのご指摘で、第2回以降も見据えてちょっと仕事はどうしていくかとか、
0:20:34	断面の示し方だとか、一つ一つ一つ書いてるのかなって話をちょっと第2回を踏まえながら、ちょっと資料をどうしていくかとか、立面図をですね、どういう表し方をしていくかっていうのをちょっと社内的に地盤チームともちょっと相談させていただいて、
0:20:52	資料の方を修正していきたいと思っております。以上です。
0:20:58	はい、規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明で、何かコメントございますでしょうか。
0:21:06	よろしいでしょうか。
0:21:09	それでは続きまして別紙4-3の確認に進みます。
0:21:13	日本原燃の方から説明ございますでしょうか。
0:21:17	日本原燃菊池です。
0:21:19	別紙4-3につきましてはMOXの、あ、すみませんこちら先に既認可から追加した事項っていうところで、
0:21:28	ページで言いますと403ページ、その次のページ404ページのところで、
0:21:35	その設計の区分っていうところ。
0:21:37	あとは、耐震重要度分類の取り合い点というところが僅差から対角だった部分になってますってのが一つと、あと、432ページ以降に、
0:21:48	申請対象設備の重要度分類っていうのをお付けしてるんですけども、こちらまだですね先週、申請対象設備リスト共通。
0:21:58	08の方でお出しさせていただいたものとの整合を見ながら今作成段階、
0:22:04	なってございますので次回提出までには全部整理して埋めた状態で、再度出させていただきますっていうところになっております。
0:22:14	あと最後にMOXとの相違点っていうところで、ページでいきますと右下404ページですね。
0:22:24	こちらで重要度分類の取り合い点っていうところで、弁以外で取り合ってる部分っていうところで再処理の場合ですと、そのほとんどが
0:22:34	配管をUの字にしてそこに水封部分を持たせてそこで切りをすると、いうような設計をしておりますので、

0:22:44	ない。
0:22:45	内容がわかるものとしてちょっと言葉だけでとわかりにくいので、
0:22:50	ポンチ絵を追加した上で入れさせていただいております。
0:22:54	ただここで原則としてっていうのをちょっと残させていただいておりますのが、先ほどの建物さん中でもちょっと議論になりました閉じ込めの観点っていうところ。
0:23:07	配管のところでこういった
0:23:10	ある弁なり、こういった水封の内容のところで上位と下位の接続っていう部分がありますのでちょっと、
0:23:18	そこを意識して原則っていうところを残させていただいております。
0:23:24	説明としては以上になります。
0:23:28	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:23:31	それではこの案について規制庁側から確認あればお願いします。
0:23:37	規制庁、上出です。
0:23:41	先ほどあれですかね 432 ページの表が、
0:23:47	まざっていきましたけど、これは何に時間がかかってるんですか。
0:23:53	日本原燃規制数を対象としてトーマクと同じ考え方でその申請対象設備率と、
0:24:01	の方との整合をとりながらそこを設備区分、
0:24:06	の並びで、正整理して並べていくっていうところに、ちょっとすみません、関係課が多くてその、
0:24:14	集約と確認というところに今時間を要しておりました。
0:24:23	規制庁カミデでそうすると、
0:24:28	共通。
0:24:30	08 の最初に坂が確定しないとできませんっていうことなんでしたっけ。
0:24:37	もう、日本原燃きく施設を。
0:24:41	最後、最終的にはそこの整合をきちっとったものっていうことでは考えておりますけども、
0:24:48	08 の方での進捗が今ある程度、
0:24:53	ある程度といいますかちょっと進捗がありましたのでそれをまずは取り込むっていうところで、その集約と整理、整理と、確認ですね。
0:25:04	そこでまず整合してるっていうところが、大前提だと認識してますのでそこに今時間を要しているといったところです。
0:25:13	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:25:17	次はおそらく提示されるだろうということで理解しました。
0:25:21	あと、最初に説明後 403 ページ 4 ページで、

0:25:27	既認可からの、
0:25:30	変更とは言わなかったんですかね、追加っていった。
0:25:34	なんかね、ちょっとよくわからなかったんですけど、変更ですか、追加ですか。
0:25:40	日本原燃菊池です。403 ページの方ですと、こちら
0:25:47	既認可ですと、
0:25:51	具体には書いてないところで許可の断面でそのクラス別施設表の注記に記載していた内容。
0:25:58	ていうところを、
0:26:01	昆今回の新規制で発電炉を参考にしてここは追加ですにした部分になります。
0:26:08	404 ページも同様にここは追加した部分になります。
0:26:13	規制庁、カミデです。実態としてはやっていたんだけど、
0:26:19	方針としては書いていませんでしたってことでいいですか。
0:26:25	日本原燃菊池地管はい。おっしゃる通りでございます。
0:26:30	はい、規制庁カミデでそれーは、
0:26:35	実態としてやっていたんだけど、
0:26:37	申請書にちゃんと書いてませんでしたってというのは、
0:26:41	他にもいっぱいあるとっていて、
0:26:46	そういう説明は必要なくて、実態上をやっていたことと、
0:26:53	方針今回の方針で違っているところ、あとは、
0:26:57	前の申請書に書いてあったことと、今回の基本方針で違ってるところだけ説明してもらえれば、
0:27:05	いいのでちょっとその辺りは主
0:27:08	説明の省力化できるところだと思いますからよろしくお願いします。
0:27:14	日本原燃菊池です。はい、承知いたしました。
0:27:19	はい。規制庁上出です。
0:27:23	404 ページは、
0:27:27	結局原則としてを残しちゃうと、どうすんのっていう話が全然終わらないので、
0:27:36	全部書いて欲しいんですけど、全部書いて全部書いて原則として取っちゃった方が、MOXとも並ぶんですけど、それはできないですか。
0:27:49	日本原燃菊池です。
0:27:52	はい。先ほどもう少し少しいつかこれの他ってところが施設上位クラスと下位クラスが接続されてる配管だったり、
0:28:02	そういう系統があるってところなので、そこを、

0:28:06	記載した上であとは
0:28:09	いいのか。はい。
0:28:11	それを書かせていただいて原則を取る方法でちょっと見直しの方を検討させていただきます。
0:28:20	はい。規制庁神戸です。どっかありまして、
0:28:23	後ですね
0:28:25	水封の、
0:28:27	絵が非常にわかりにくいんですけど、
0:28:30	これはいかんが、
0:28:33	配管切れてますよね切れてないと水封じゃないと思うんですけど、切れてないんですけど。
0:28:41	日本原燃クセスと配管としては切れてなくてですね
0:28:46	大変のものを容器と考えていただいてそこから右に、
0:28:53	出て一旦下に応じてUの字の形を、
0:28:56	作りますと、その機器から出てる、
0:29:01	横に出てる配管高さまでが水封部分っていう形になりましてそこで、
0:29:07	ちょっと会の
0:29:09	クラスが分かると。
0:29:12	というような系統の公募制になっております。
0:29:17	星陵カミデです。私の持ってる水封安全器っていうのは、
0:29:25	対伴前期とかっていうのは、途中で配管切れて液中で、
0:29:30	切れて、
0:29:32	うんじゃないかと思ってました。で、
0:29:35	今ここ0がそのままずっとただ配管が途中で水につかってるっていうだけで、経路としてはそのまんまですってなっちゃうと、
0:29:47	一体それが、
0:29:49	何の意味があるのかっていうのが全然よくわからないんですけど、こちらの、
0:29:55	わからないっていう気持ちは理解いただけますか。
0:30:06	日本原燃菊池です。
0:30:09	ですね、一応、閉じ込め機能の説明の方でも
0:30:17	圧がかかる部分と圧がかからない部分っていうようなところで、
0:30:22	その水封の考え方っていうのを記載していますので、ちょっとそこを、
0:30:30	運用する形でもう少し図示するにしても、わかりやすい図でちょっと記載をさせていただこうかと思えます。

0:30:42	規制庁カミデです。まだよくわからなくて今の説明でもわかんないのが、圧がかかるっていう話ですけど、
0:30:50	外圧ですね。要は、駅に沈んでる分だけ、水圧外側から受けますっていうだけで、
0:31:00	だから何なんだというふうにしか覚えていない。
0:31:04	ケースが、
0:31:08	何かかみ合っていないですかね。
0:31:14	日本原燃星野です。
0:31:16	ここでお示ししている図ですと、機器に対して1本の配管しか示しておりませんが、実際に機器に複数の配管が接続されているときに、
0:31:26	例えば今示している配管が、純水をポットに供給するような配管であれば、そのポットに入るところの手前で、水封を作ってあげることで、
0:31:38	バウンダリーを形成することになりますので、そのこの位置で耐震クラスを分けていることになります。
0:31:44	以上です。
0:31:46	はい。規制庁上出です。
0:31:50	次のかなと思ってたんですけど流体の方向とかですね、その辺をちゃんと書き込んでもらうと何となくわかるのかなっていう気もしました。で、
0:32:02	今の話だとこの会、
0:32:04	配管っていうのは、医院側の配管で貯層への供給系をイメージして、
0:32:10	ね。
0:32:13	日本原燃星野です。ちょっと説明上そういうふうに説明した方がわかりやすいかと思ったんで、たとえばとしてはそういうふうにご説明しました。
0:32:22	出ていく側の配管としては貯層の下につけるようなものと、あと、
0:32:31	ポットから上に吸い上げるようなものがありますので、そういった配管は基本的にす、起振してますので、
0:32:39	そういった部位では耐震クラスは、分かれることはないかと思います。
0:32:46	規制庁、カミデです。
0:32:48	なかなかあんまり、
0:32:51	イメージがつきにくいですね。ちなみにこれ、
0:32:55	貯層の中に入っていて、これ閉じ込め機能だと思うんですけど、閉じ込めたいのは、
0:33:03	主に液体なのか、北井なのかというと、
0:33:09	日本原燃星野です。両方のケースがあると思います。

0:33:17	規制庁神です。液体であっても、
0:33:20	水封があれば、
0:33:21	大丈夫ってということなんです。
0:33:27	等、日本原燃星野です。
0:33:31	行きたい部分に関しては
0:33:35	基本的に液体が入ってる部分を耐震、ポットと同じ耐震クラスで守る必要があって、そのポット等気相部で取り合うような配管であれば、水封を設けて、バウンダリを形成してあげるような構造になります。
0:33:54	規制庁、五味です。そういう意味だとだから閉じ込めたいのは、気相部って言うてるから、
0:34:02	見たいですね私もそう。
0:34:05	じゃないと、
0:34:08	とりあえずはおかしいなと思うんですけど。
0:34:12	ええ。
0:34:14	ちなみにここで上位クラスって言っているところが、
0:34:20	壊れてしまうと。
0:34:22	どんな追われたかあるんですけど。
0:34:25	日本原燃星野です。この部の内部の接続している位置がですね、気相部ですと、
0:34:33	その水封の液が漏れた後に、そこから
0:34:43	空気がインディクすることになりますので、
0:34:46	負圧維持に影響を及ぼす可能性があります。
0:34:54	規制庁カミデです。やっぱり、
0:34:58	言葉だけじゃない。
0:35:01	何とをもって感じですね。
0:35:05	日本原燃星野です。先ほど流体の向きとかですねそういったご指摘もいただきましたので、もう少し水封で、耐震を分けてるようなところがこういったものだということがわかるような
0:35:22	わかりやすい図にちょっと変えさせていただきたいと思います。以上です。
0:35:29	はい。規制庁上出です。
0:35:32	そうですね耐震建物 30 辺りで、
0:35:38	でも起こして、こういうことがゴル一起こらないように、こういう設計にしてますっていうのを、
0:35:45	ちょっとわかるようにしていただけますか。
0:35:53	日本原燃星野です。

0:35:54	拝承しました。
0:35:58	はい。規制庁深見ですよろしく申し上げます。
0:36:01	もう1個原則としてって言うてるやつも、
0:36:06	ぱっと見て分かるものであればいいですけど
0:36:11	これもわかんないだろうな、水封がわかんないんだったらこれもわかんねえだろうなみたいなジャッジをしていただいて必要であればそれも、
0:36:20	資料、
0:36:21	お示しいただくと。
0:36:23	いうことでよろしく申し上げます。
0:36:27	日本原燃岸で承知しました。
0:36:32	はい。規制庁、深見です私から、4-3は以上です。
0:36:38	その他は、4-3について確認はございますでしょうか。
0:36:44	それは去年の方から、4-3についての振り返りを申し上げます。
0:36:50	日本原燃木伏です。今野。
0:36:53	耐震重要度の取り合い点の部分について、建物30。
0:36:58	絵の示す範囲とこちらで示す範囲っていうところをちょっと、先ほどと、
0:37:03	動的機能、耐震基準14と同じように、連携して、
0:37:10	資料の方修正させていただきます。以上です。
0:37:15	ありがとうございます。今の説明でコメントございますでしょうか。
0:37:21	よろしいでしょうか。
0:37:23	それでは、次の別紙4-4ですね、こちらの確認済み原燃から説明があればお願いします。
0:37:33	日本原燃菊池です。
0:37:37	塩野4につきましては
0:37:40	方針書自体が、新規性での、
0:37:46	波及影響の、
0:37:47	具体規則上、
0:37:50	具体化されたというところでちょっと新たに起こした基本方針になっております。
0:37:55	その中でMOXの方との横並びっていう観点で、右下の511ページ。
0:38:04	次回で示す範囲。
0:38:07	のところの記載を、
0:38:09	以前協議会まで書いていたようなところを少し記載を進めたっていうところになっております。以上になります。
0:38:20	規制庁の竹田です。ありがとうございます。

0:38:23	ではこの範囲について規制庁側から確認があればお願いします。
0:38:29	規制庁のカミデです。中身としては特には特にはないんですけど、資料として今これが別紙4-4にあって、
0:38:41	資料の方にも波及的影響の、
0:38:46	計算方針、あれかな。
0:38:50	別紙4-15っていうのも似たような、
0:38:54	書類があってね、どこへどういうかけ分けになってるかっていうのを教えてもらえれば、
0:39:02	午後ですか。
0:39:05	日本原燃菊池です。まず別紙4-4の方では、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の抽出の方針、
0:39:15	その結果っていうところ。
0:39:18	に加えて評価方針として、
0:39:22	ちょっと言い方があれですけどもざっくりとしたその評価の方針を変え、
0:39:27	起こしまして、計算書の方で、
0:39:30	評価方針として、いなべ市4-15側で
0:39:35	対象と設計対象とした下位クラス施設に対しての、設計の方針で荷重の組み合わせっていうところまでを、9円かですね。
0:39:46	次の組み合わせと許容限界の考え方っていうところまでを書き下してるってというのが、双方の
0:39:53	資料の考え方になります。以上です。
0:39:57	あと、規制庁カミデです
0:40:00	切り分けがよくわかんなくて、最後双方の使用の考え方ですって言われちゃうと、
0:40:06	医師、どっちも一緒なのっていう感じなんですけど、ちょっとどこで、
0:40:10	区切りが入る。
0:40:25	日本原燃菊池です。
0:40:27	まず別紙4-4の方では、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の抽出をして
0:40:38	対象に対しての
0:40:42	設計の方針、
0:40:44	ていう部分を、まずは、
0:40:47	述べさせていただいておりますと。
0:40:50	で、
0:40:52	それが別紙4-16、

0:40:54	あ、違う。
0:40:56	資料の 15 の方では
0:41:00	資料の 4 で抽出されたこの波及的影響の設計対象とする設備に対して、じゃあ具体的にどういった設計をするんだっていうところを、
0:41:12	書き下した上で、そう。
0:41:16	最後に
0:41:19	個々の設備に対しての、
0:41:23	荷重の組み合わせっていうところと、許容限界の考え方っていうところを整理してる。
0:41:29	ものになります。
0:41:33	はい。規制庁、カミデです。
0:41:38	1081 ページとかを見ると、
0:41:47	不等沈下の影響で下位クラス施設はないっていうかこれただ選定の結果を言っているだけに、
0:41:55	読めて、
0:41:56	別紙 4-4 をどう受けてるのが、
0:41:59	全然よくわからないんですけど。
0:42:03	これはどう読めばいいんですか。
0:42:20	少々お待ちください。
0:43:11	規制庁カミデです。
0:43:13	1081 ページとかは、本当は評価方針を述べるところで対象があるものはそうやって書いていて、
0:43:22	相対変位のこととかこういう評価します書いてあるけど、
0:43:26	選定の結果なかったものについて、
0:43:30	すごい家も乳房たかがあって、結局選定の結果を書いちゃいましたと。だから、同じことに 1 回説明してるように見えちゃってるっていう状況なんだと思いますけど、違いますか。
0:43:56	日本原燃のオガセでございます実際この不等沈下のところは今上出さんおっしゃいました通り、別紙 4-4 ですか、のところの基本的な方針のところ波及影響の評価。
0:44:08	基本的な方針のところでもそういったものがないというところで、
0:44:12	書かれているところを、4-15 のところでも同じように書いているある意味手持ち無沙汰な感じになっているところでございます。一応ただこの資料の 4-4 と 4-15 の違いというのが、
0:44:22	この 4-15 というのはいわゆる波及影響の計算書の場合に作る、基本方針計算書の方針みたいなところの話になってますので、やはりここでは

	4-4で整理されているという設備が選定されました麻生沈下はありませんでしたというところを踏まえて、
0:44:37	それを受けて計算書上もそういった評価対象がないという意味で、今の15は書いているというそういうような位置付けになるかと思います。逆にその不等沈下以外の衝突とかそっちの方の観点では、選定されたものについて具体的にこういう評価をしますよというのをこの計算書の手前の
0:44:52	4-15のところでごっちの細かめに耐震評価のところで細かくブレークしているというようなそういうようなイメージでちょっと作っていると認識をしているところでございます。以上です。
0:45:03	はい。規制庁カミデです。
0:45:06	4-4でないんだったら、4-15に書かなくていいのは自明なんじゃないですか。
0:45:13	4-4でないって言うてるんだからもう書かなくていいような気がするんですけど、何か残したい理由があるんですか。
0:45:19	日本原燃のオガセでございます。おっしゃる通りで読んでもスクリーンアウトされていれば計算書の手前で、書く必要というふうな内容というふうな私も思います一応ちょっと各補足でそれぞれ網羅できていた方がいいかというような観点でちょっと残っていたと思いますが、
0:45:35	今の神谷さんのおっしゃる通り後ろの方で登場しつつもしないのであればさせないといった方が明確な資料になるのかなというふうな、今お話をされていて納得したところでございます。以上です。
0:45:46	はい、規制庁カミデでその上で、
0:45:51	次回を見せると項目は残しておきたいという場合もあるのかなあと思ったんですけど、その辺はどうなってます。
0:46:02	日本原燃のオガセでございます先ほどすみません申し上げた時そこがないかなってちょっと不安が入りながらしゃべってたところがあったんですけど、
0:46:09	少なくともこの不等沈下のやつは次回まで含めてもないというふうなところになるかなと思ってございますので、それと今波及影響の補足のほうで全体のリストを出ていくようなことで、
0:46:20	今後ありますけれどもそれを見た上でもちゃんとないものはないで計算書の4-15の方では、計算書の基本方針である4-15の方では、それが次回のものも含めて、出てこないような、

0:46:33	枠については書かないというふうなところで、整理していくのかなというイメージを持っております。多分今のところはないという不等沈下はないだろうというふうな認識でおります。以上です。
0:46:43	はい。規制庁、カミデです。
0:46:46	その辺、
0:46:48	ちゃんと書き分けてくれればよくて、やっぱり読んでも、全般的にないっていうものは、いろんな 15 に出さなくていいし、
0:46:56	4-4 で、
0:46:59	これは次回で具体を説明しますっていったものは、
0:47:04	4-15 にも項目が出てくるけど、中身はまた今度って書いてあるだけ。
0:47:09	が、
0:47:11	シンプルだし読みやすいのかなと思いますんで、ちょっとそういうふう に整理をいただければと。
0:47:19	日本原燃合わせですかしこまりました別紙 4-15 の方で必要なものだけ きちんと書いていこう 4-4 を受けて 4、別紙 4-4 を受けて、という ところに気をつけて 4-15 の方の記載ブラッシュアップかけていきます。 以上です。
0:47:32	はい。規制庁のカミデです。私から 4-4 は以上です。
0:47:39	理事長の竹田です。その他、石井 4-4 について、確認ございますで しょうか。
0:47:49	それでは原燃の方から振り返りをお願いします。
0:47:53	原燃キクチですと、別紙 4-4 棟 4-15 でそれぞれ別紙 4-4 で、一度な いとしたものを別紙 4-15 の方では、どう書くかっていうところは工事 課も含めて検討した上でちょっと記載のほうを修正させていただきます す。
0:48:10	はい、ありがとうございます。
0:48:14	それでは、続きまして別紙 4-5 の確認に進みたいと思います。
0:48:19	元の方から説明があればお願いいたします。
0:48:26	日本原燃菊池です。別紙 4-5 につきましては、こちら、既認可からの 追加っていうところだと、同誘発上下動を考慮した部分。
0:48:37	になってまして、どちらが、
0:48:42	右下の 527 ページ。
0:48:50	部分の、
0:48:53	3 パラ目の中段辺りの部分ですね。
0:48:58	ていうところとあとは、すいません。
0:49:01	すいません規制庁上出です。さっき言いましたけど、

0:49:06	それ、もともとやってたものをただ明確化しただけだったら説明不要ですと
0:49:13	何か、それにもかかわらず、
0:49:16	なんか波及影響も追加ですみたいな話されて今も追加って言葉使われたんですけど、
0:49:23	実際、東南アジアやってたんだけど書いてなかったものを形なのか、変えたのかっていうところで、
0:49:40	日本原燃木伏ですと、金菅野土岐では
0:49:45	誘発上下動を考慮するような設置率っていうところにはなってなかったので、その、
0:49:50	対応してなかったんですけども、今回
0:49:54	そこを考慮する必要が出てきたっていうところで、基本方針について、
0:49:59	うん。そうですね。
0:50:01	方針としてはあったけども、実態として、
0:50:05	今回やる必要性が生じたというところで、発電を参考に記載したというところですよ。
0:50:14	はい。
0:50:15	わかりました。誘発上下動はちょっと地震で大きくなって、顕在化したっていう特殊ケース。
0:50:21	なのかもしれないなと思います。ちなみに別紙4-4ってどういう説明でしたっけ、ちょっと聞き逃しちゃったんですけど。
0:50:33	日本原燃布設別紙4-4。
0:50:37	C4-4は
0:50:41	あれですね、既認可ではざっくりとした方針としては載ってましたっていうところで、そこは新規の規則の方で、その四つの観点というところで具体化されたので、
0:50:53	波及的影響の基本方針、
0:50:56	という一つの書類として起こしたというところになってます。
0:51:02	井上サガワです。今のカミデさんのご指摘に対して変更のところだけを変えたところだけを言ってくれってという観点でいきますと、そこは変えたところがないということで、これの構成について補足したというのが今、内野菊池が言ったことになります。以上です。
0:51:17	はい、規制庁
0:51:18	わかりました。すみません。別所の方の、
0:51:22	説明の続きがあればお願いします。

0:51:33	日本原燃菊生成ベシ 4-5 につきましてははい。MOXの方にならって記載の見直しをしたというところになっております以上です。
0:51:46	規制庁の竹田です。
0:51:48	それでは別紙 4 の方について規制庁側から確認あればお願いします。
0:51:54	はい、規制庁カミデですね 4 の方は、
0:51:58	521 ページで、
0:52:02	これ廃棄等のフローがあって、
0:52:05	次の 522 ページにもう配布って書いてあって、
0:52:12	ちょっと関係がよくわからないんですけどまず解説いただけますか。
0:52:24	日本原燃メトキスすみません東京支社の方回答をお願いいたします。
0:52:32	はい。当庫波及影響のものとして、
0:52:37	ツマキの設備、
0:52:40	S 造ですね、のものがありますので、と記載したというところですか。
0:52:49	違います。
0:52:57	江藤戸塚小塚。
0:53:03	どっちがね。
0:53:05	江藤。日本原燃の有田ですけれども、配置等に関しましては、S クラスの排気塔は、
0:53:14	前段にあります S クラスの排気塔が主排気塔になっておりまして、今ここで画面上で出ております波及影響の脇田神吉町の配置となっております。以上です。
0:53:27	はい。規制庁、上出です。
0:53:33	S クラスか波及影響か
0:53:36	地震応答解析のやり方は変わるんですか。
0:53:50	日本原燃鶴田です。基本的にやり方は変わらないんですけども
0:53:57	分類の位置付けと、
0:54:00	とか、位置付けとして、分けているのと、あとは静止地震は、の違いがありますのでそこも、
0:54:10	含めた形で変わっております。
0:54:13	以上になります。
0:54:16	はい。規制庁上出です。わかりました。それで、
0:54:20	アウトプットで出してくる。ええ。
0:54:26	項目も、
0:54:28	何故か波及影響の方が、
0:54:31	の建物の方がいろいろアウトプットがあって、

0:54:35	Sクラスだとあんまりないっていうのもよくわからないんですけど、これも何でなんですかね。
0:54:43	日本原燃鶴田です。えっとですね、89の方はですねちょっと竜巻のものも、今、特に座屈拘束ブレースのひずみ等ですねちょっとその辺、
0:54:55	今、4Bのネット等で議論させていただいております部分をちょっと反映しているので、少しちょっと多く見えるのかなと思います。
0:55:06	以上です。
0:55:08	はい。規制庁上出です。相当せん断力なんかは、
0:55:12	割と一般的なもので、
0:55:16	521 ページにもあっていいようなもんだと思いますけど、これもいらないんですかね。
0:55:29	日本原燃鶴田です。えっとですねイシハラ 1 棟の方の評価ではですね基本的にトラスのトラスというか軸方向、
0:55:39	力と曲げがちょっと支配的なものになっておりまして、あと、単純に立体のモデルで応答解析いたしますので、その辺、
0:55:49	立体のモデルで応答解析をして、そのまま床材の断面算定を実施しますので、少しこの部分、評価記載に差が出てるという形になっております。
0:56:03	以上です。
0:56:07	はい。規制庁、カミデです。
0:56:10	その辺は、
0:56:17	どうやったらわかるかって言うとあれですか、計算書まで出てこないとかわかんない。
0:56:21	ですか。
0:56:23	日本原燃成田ですけれども、衛藤。
0:56:26	亀田さんの認識の通り計算書アップ化と補足、それぞれですね、補足の方での説明になるかと思います。ここではこの程度の記載かなと考えております。
0:56:39	考えておりまして地帯になっております。以上です。
0:56:46	衛藤規制庁カミデです。
0:56:50	とはいってももうちょっと法進歩M I C書いたらいいんじゃないかと思ってまして、その構造だったり、
0:56:59	実際の使ってる部材とかですね、そういうものに応じて、
0:57:07	幾つかのフローが、
0:57:09	ありありますよと、そういうふうに適切にフローを使い分けますよという方針は、

0:57:17	設計方針に書いてあってもいいんじゃないかなと思いますけどいかがですか。
0:57:27	少々お待ちください。
0:57:58	日本原燃成田ですけども、ちょっと一度持ち帰り検討させていただきたいと考えております。はい。
0:58:09	はい、規制庁、上出です持ち帰ってもらっても、
0:58:13	いいですけど、
0:58:17	いずれにしても、とりあえずやったフローだけ書いてあってあとは計算書を見てくださいよっていうのは、ちょっと方針になってないので、ちゃんと説明してくださいっていうことです。あと、
0:58:31	522 ページをこれ北換気等も入ってるんですかね。
0:58:38	元ナリタです。まず、北菅鬼頭も入っているフローです。あと、先ほどのご指摘のところは、ちょっと部材だとかも少し示したようなフロー。
0:58:49	にするっていうところの認識で間違いないでしょうかね。
0:58:53	指摘としては、規制庁カミデです。
0:58:55	フローを細かくするのではなくて、地震応答解析の、
0:59:01	方針として、幾つかやり方がありますが、それは、こういう観点でちゃんと使い分けますよっていうことを、
0:59:11	設計の基本方針として書いてあるべきじゃないかというのが、問題意識なので、フローをどこまで細かくするかという話をしているつもりはないです。
0:59:21	日本原燃、はい、わかりました。
0:59:25	はい。規制庁菅です。なので、
0:59:29	今もう 522 ページだと、座屈拘束ブレースのひずみとあって、
0:59:36	結構細かいこと書いてますけど、北換気等も入ったら、制震装置の中とか、あり得る話でそれを全部ここに書けばいいのかっていう、そういう問題ではなくて、
0:59:50	もっと上流側で考え方を示しておけば、ざっくりフローかけると、このフローだけでいうと、何でもかんでも座屈拘束ブレースの
1:00:01	満たすのかとか、そういうふうにもう見れますので、
1:00:05	そうならないようにですね、ちゃんと、
1:00:09	上流で、前段でちゃんと文章で説明があってその上での、
1:00:14	フローを示してもらってということが、方針としては大事だと思いますので、そういうことだと思ってください。
1:00:24	後、日本原燃成田です。ご指摘の内容を理解しました。はい。少し本部の方から確認しますので。はい。以上です。

1:00:37	はい。規制庁カミデです。私の方から別紙 4-5 は以上。
1:00:45	規制庁の竹田です。
1:00:48	と同じフローからの確認なんですけれど、
1:00:52	520 ページにある第 1-1 の (1) と、
1:00:58	次のページにある括弧 2 の図ですね。
1:01:03	ええ。
1:01:04	廃棄とか、
1:01:07	屋外基礎、
1:01:08	屋外機械基礎かという違いはあるんですけど、
1:01:12	地盤応答、一番等価線形解析を入れるか入れないという違いがあるように思うんですけど、これはなぜこういった違いが生じてるんでしょうか。
1:01:30	少々お待ちください。
1:01:52	分限ネタです。ですねすいません。この記載内容、3-3 についてすみませんちょっと確認、確認してからご回答という形でもよろしいでしょうか。
1:02:05	はい。規制庁の竹田です。それで大丈夫。
1:02:09	はい。同じように S H A K E で立ち上げて、うわもの支店機で振るということであれば、同じフローになると思いますので、どういう方針なのか間違いがあるのであれば、説明いただければと思います。
1:02:25	日本原燃鶴田で承知いたしました。
1:02:29	私からは、ここは以上です。その他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:02:37	はい。それでは日本原燃の方から別紙 4 の 5 について、振り返りをお願いいたします。
1:02:52	日本原燃成田ですけれども、東海構築物のフローの前段として、本文に耐震評価基本方針案とかを記載してに合わせたようにすると。
1:03:06	いうところは、保守率とあと、機械基礎と衛藤-木曾のところですね、評価のやり方違うところで、そこは確認の上、別途回答する。
1:03:19	いうところになっております。以上です。
1:03:27	はい。規制庁の武田です。ありがとうございます。今の説明、確認、
1:03:31	ございますでしょうか。
1:03:35	よろしいでしょうか。
1:03:37	それでは続きまして別紙 4 の、
1:03:40	6 ですね、こちら確認済みたいと思います。
1:03:44	元から a s 4-6 について説明があればお願いします。

1:03:52	日本原燃菊池です。資本の6につきましてもMOXに記載を合わせた、
1:03:58	もので修正しております。
1:04:01	はございません以上です。
1:04:05	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
1:04:08	それでは規制庁側から確認があればお願いします。
1:04:12	と規制庁カミデです。1点だけ。
1:04:21	573 ページですけど、
1:04:25	真ん中に
1:04:27	F E Mモデルから床音スペクトル作成するってあるんですけど、これは、
1:04:34	どういう一井の加速度を持ってきてとかどういう位置の情報から、F E Mモデルのどういうアウトプットからポートスペックを作成するのかっていう説明が、
1:04:46	あまりされてないような気がするんですけどそのあたり事業者は、どこで説明してるつもりですかね。
1:05:02	日本原燃水木です。麻生。お待ちください。
1:05:31	日本原燃のメトキですすみませんちょっと今発足等も確認したんですけどもここについて特に記載が、
1:05:40	今のところは記載はない状態になってます。
1:05:45	はい。規制庁深見です。
1:05:48	その辺りって説明。
1:05:50	しなくていいですかっていうことなんですけど。
1:05:53	ルールにも、
1:05:55	あんまりないだろうし、
1:05:58	どうですかね。
1:06:07	日本原燃メトキですそういう意味でちょっと今回F M場に変更しましたということで大新規で13の方を
1:06:17	を作成しておりますので、
1:06:20	そういった内容も、耐震基準13の方に盛り込んだ形で書いていますので、耐震機連中さんの記載内容ですねちょっとモデルの変更しましたみたいなの。
1:06:31	変更のところとかに少し書き足すような形で説明を加えたいと今考えております。以上です。
1:06:42	成長カミデです。
1:06:46	ちょっと補足に書いておきますっていうだけでいいのかっていう感じがして、

1:06:54	認識を合わせたほうがいいと思うんですけど。
1:06:58	要は、失点系モデルとFEMモデルで、失点系については一通り今回説明ができているということだと思うんですね。
1:07:07	何でFMとしての違いがどこにあるかっていうことなんですけど、
1:07:14	別紙4-6の最初から見ていきますけど、547ページとかの、
1:07:22	地震動とか、この辺は一緒ですよ。
1:07:34	日本エヌメトキです。
1:07:39	はいそうです。はい。
1:07:43	はい。
1:07:44	規制庁、カミデです。
1:07:50	いいんですよ。
1:07:53	549ページの、
1:07:58	入力地震動、この辺も一緒550ページの作成を
1:08:05	もう一緒ってことですかね。
1:08:21	日本原燃メトキですはい。主についても一緒です。
1:08:26	はい、規制庁カミデは、
1:08:29	551ページはどうですか。
1:09:26	日本原燃大木です。これについても一緒だと考えております。
1:09:31	規制庁、上出です。
1:09:36	各質点の加速度時刻歴から床をとスペックで作成してますけど、
1:09:43	はりモデルだった人てん
1:09:45	判断他しかないんですけど、
1:09:47	あれですかねPMだったら全接点の
1:09:52	やつ作りましてってことですか。
1:10:13	すいません、日本原燃佐田です。各支店の加速度時刻歴は作ってますというところです。今、カミデさんのご指摘踏まえて自分何をずっと考えていたかといいますと、あと地震応答解析の炉側にはないっていうところで、
1:10:28	ちょうど1年ぐらい前ですかね、建物の側面んと機電設備としての側面があって、応答を抜き出してっていうところで、炉側、非常にちょっと書き加えたところがありますところを考えてました。
1:10:41	その上で今のカミデさんの一連のご指摘踏まえていきますと、これが本当に一緒なのか、そこに何か加える必要があるのかということでは少し確認する必要があるかなということ今、こちらで話してました。
1:10:54	規制庁、上手です。各質点作ってますっていうのももう理解ができなくて、

1:11:01	579 ページとか 2、水平方向のモデル使って、各質点の作ってますわかるんですね。
1:11:10	ええ。
1:11:11	F E Mのモデルは 581 ページにあって、
1:11:15	どこが質点なのか全くわからないんですけど、これが各室で、
1:11:20	ちなみに 580 ページに質点って何個あるんですか。
1:11:32	と。
1:11:33	日本原電メトキ S A と冷却等の視点として当然で、
1:11:42	宮木 O f f i c e r 。
1:11:45	50
1:11:46	てん。
1:11:47	ぐらい。
1:11:49	はい。以上です。
1:11:51	規制庁河井です。
1:11:53	今野。
1:11:55	マスキングじゃないってことでいいんですかね。
1:12:03	すいません、柴野部隊の数字を、
1:12:07	しゃべったつもりがなかったので大丈夫だと思いましたが、
1:12:11	はい、わかりました。お菓子数百、
1:12:15	もうすぐ
1:12:16	そうなると F R S が床音スペクトルが、
1:12:22	さっきのフローで行くと数百、
1:12:25	数百ある。
1:12:27	それを、
1:12:29	設計用床応答曲線にしてるんですか、ちょ、ちょっと。
1:12:34	なかなか理解しがたいことをやられてるなという印象なんですけど。
1:12:51	すいませんかみさん少々お待ちください。
1:13:04	井上サガワです。藤カミデさんが信じられないというのも、朝、
1:13:08	自分もわかります。ここのやり方で行った時にちょっと自分が把握してる範囲でいきますと、Z P A 作る時に同じようなことをして、それを包絡した上で一つの階層ということでやってたなあと今理解してます。そこで F R S も同じことやってたんじゃないかなってところは少し確認しなきゃないですってところでした。以上です。
1:13:31	はい。規制庁、上出です。
1:13:33	なのでそういうところも含めてですし、あと 551 ページで言うと、
1:13:38	構成マトリックス必要マトリックスっていう言い方が F E M に、

1:13:45	そのまま当てはまるのかっていうところも含めてですね、
1:13:50	ちゃんと適切にやったことを書いて欲しい。
1:13:56	いうところろうです。
1:13:58	で、
1:13:59	結局それ以降もそうですけど、それまでも一緒です、とりあえずは言われてましたけど、本当に一緒かっていう見て違うところはちゃんと書き分けるようにしてください。なので、
1:14:14	まず、床応答曲線の作成方針上においても、確認、追加が必要だし、合わせて必要な補足っていうのがあれば、
1:14:28	細かいところはある程度補足に幾らか書いてもらった方がいいと思いますから、対新規で23かな。
1:14:37	あたりに、その説明を加えてもらうということで、少し対応ありますけどよろしくお願いします。
1:14:45	日本原燃メトキですはい。
1:14:48	1度もう一度開いそこを確認させていただきまして適切な補足なりに記載のを書き出すよう対応いたします。以上です。
1:15:00	はい。規制庁カミデです。私の方からは以上です。
1:15:07	規制庁の竹田です。
1:15:10	1個だけ教えて欲しいんですけど、
1:15:13	道道もう床応答曲線っていうのは作成するということでしょうか。
1:15:21	日本原燃中村です。は、おっしゃる通りドウドウ側の方もスペクトル外、
1:15:25	物をお出しするとか、形で考えてございます。以上です。
1:15:30	はい。規制庁の竹田です。その時に、ロードの場合は有効力解析と全応力解析、両方で床応答奥瀬算定するということになるんでしょうか。
1:15:43	はい。おっしゃる通りですね
1:15:46	今、有効応力解析液状化っていうところの話で、
1:15:51	断面の周囲の状況踏まえた余裕高炉解析ってところを実施しましてその両方を作った上で、お示しする形をとるところになります。以上です。
1:16:03	規制庁の竹田です。わかりました。その辺ってのはフローとかで読めるんでしょうか。
1:16:12	確認。それと日本原燃仲村でちょっと言い過ぎたところがありまして、今回その液状化って扱いについてはその周囲の地盤状況を踏まえた、その影響確認っていうところになってございまして、

1:16:24	設計用床応答曲線としては合同のモデルに対する、
1:16:30	Tラップの解析の結果を用いたスペクトルをお示しするという形になってございまして、有効ルックのスペクトルについては、影響評価の中で、
1:16:42	会員評価だったり詳細評価ということで別でお出しするという事で考えてございました。
1:16:46	すいません。以上です。
1:16:51	規制庁の竹田です。ちょっとよくわからなくなったんですけど、影響評価で行うのが、
1:17:02	床応答と影響評価4歩手法が違うんですけど、
1:17:06	当然、
1:17:07	なるほど。
1:17:09	はいすいませんちょっと床応答っていう出し方が簡単にいきます。
1:17:12	衛藤。
1:17:13	えーとですね。
1:17:16	うん。ちょちょっとお待ちください。
1:18:01	規制庁の竹田です。もし時間がかかりそうでしたらちょっと時間ももう遅くなっているので、また、明日にでも改めて説明いただくということでも大丈夫です。
1:18:11	日本原燃仲田です。ちょっとはいちょっと1度か考え整理させてもらって、
1:18:16	日本原燃佐賀です。ちょっと今考えてって言い方になりましたけど事実について整理した上で明日改めて説明いたします。以上です。
1:18:25	はい。規制庁の竹田です。わかりましたよろしくお願ひします
1:18:30	その他別紙4-6で確認ございますでしょうか。
1:18:34	規制庁、カミデです。今ので言うと、
1:18:38	何か、
1:18:40	冷却塔もう、
1:18:43	書き分けもちゃんとできてないなと思って先ほど話聞きましたけどどうも失点モデル使うわけじゃなくて多分2次元の問題なので、
1:18:53	そういう意味だとどうも書いてないってことですかね。
1:19:04	日本原燃中村です各種このフローでいきますと各支店っていうところで行った時に
1:19:11	どういうふうにやっていたのかってところのすみ分けとはちょっとうちもはっきり明確になってなかったのかなというところはありましたので、

1:19:18	ちょっとそこはセレクトと合わせてちょっと記載の方、適正化したいなというところは、今考えているところでございます。以上です。
1:19:26	はい。規制庁上出です。ぱっと見、絶対違うと思ってなくて、
1:19:32	2次元レベルだと、各各質点って言い方が必要かどうか分からないですけど、9mほど変なことをやってないんじゃないか。
1:19:40	もしますから、
1:19:42	その辺も踏まえて、
1:19:44	上流側のモデルの説明とかも含めてですね、このフローで説明し切れるのかどうなのかっていうところはちゃんと説明をしてもらってこのフローだけじゃなくてですね。
1:19:56	この前段の説明、後段の説明も、
1:20:01	何か書き分けておくべきことはないかというのは見ておいてください。
1:20:09	表現でナカムラです。承知しました。
1:20:14	規制庁のタケダですその他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:20:21	それでは原燃から、別紙4-6について振り返りをお願いします。
1:20:30	日本原燃キクチSを、まず方針としてFMなりどうぞっていうのをちゃんと表現できるような、フローなり方針の方にするとあとは、補足説明の方で細かい内容の方の、
1:20:44	状況を整理するってところで資料の方を修正させていただきます。以上です。
1:20:51	規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明コメントでございますでしょうか。
1:21:00	よろしいでしょうか。すいません。規制庁上出です。
1:21:04	別紙4-6じゃって、
1:21:07	4の方でちょっと聞き漏らしたのが二つほどあってすみませんいろんな後の話を聞かせてください。
1:21:15	526 ページですけど、
1:21:19	今回入力地震動の方に補正をしているっていう話を、計算書ではそれぞれ入れてですね、禿山はそれでいいなと思いつつ、
1:21:30	最初に言って、全部の計算書にそれ書くのかっていうところもあって、
1:21:35	方針で書いておけば、もうそれでいいんじゃないのって気もしますが、そのあたり事業者どう考えますか。
1:21:42	日本原燃のオガセでございます。現状ですけれどもそちらの改定の話につきましては資料にはないところのあの時基準地震動Ss及びSDの概要というところで、そういうSsを作った上でその扱いとして、

1:21:57	建屋に応じてまわしますというふうなところを書かせていただいておりますので一応方針での立つというところにはなっておりません。以上です。
1:22:04	はい。規制庁亀井です。わかりました。それは何ページかわかります。
1:22:12	日本原燃のオガセでございますちょっと大変恐縮ですこの別紙4の別紙4という過去の地震00のシリーズですとこのS s - Dの概要というところが、露頭、いわゆる全然違うというところで比較できるものでもないというところがございましたので、
1:22:27	ちょっとこの別紙4の形でちょっと作っていないというのが実情になってございます。現状は以上です。
1:22:34	はい。規制庁亀井です。わかりました。ちょっと見てみてって感じですかね。はい。
1:22:40	あと、
1:22:43	その上で計算書には書きたいってことですかね。
1:22:49	日本原燃のオガセでございます神野さんおっしゃる通り、さっきのS s - Dの概要を受けて各計算書で何度もしますというようなところは変えていくというような建屋ごとに変えていくというイメージを持って、
1:23:01	ございます。はい。1人ですけども現状そのS s - Dの概要につきましてはそのまま、いわゆるそのボックスD、そういう方へ返還するよというところを記載した上で、
1:23:11	補正申請の方出させていただいておりますがその反映再処理への反映というところで今のところお出ししているものがないような状況でございます。ですけれども一応書く内容、書いてある内容としましてはそちらのボックスの
1:23:24	先日の補正申請書の方と同じような内容を書くということになってございますので蒔田のイメージという意味ではちょっとそちらご確認いただくことで十分かと思っております。以上です。
1:23:34	はい、規制庁科別わかりました。
1:23:38	で、
1:23:38	あとですね、531ページの一番下の括弧B。
1:23:48	防護ネットの話なお書きで、建屋は、
1:23:54	失点系モデルってなってるんですけどこれ、
1:23:57	何かの間違いですか。
1:24:09	日本原燃メトキsすみません、東京支社、よろしく申し上げます。
1:24:18	社長お待ちください。

1:24:30	日本原燃ツルタですっけ。すいません。この建屋はというのはそうですねご指摘の通り、建屋、
1:24:38	ではなく防護ネットのことを示しておりますので、建屋、こういう記載は確かにちょっと、
1:24:45	誤りですので、ちょっと修正するここ。
1:24:49	ていきたいと思います。以上です。
1:24:53	はい。規制庁亀井です。で、
1:24:55	あと、概ね、
1:24:57	1の（ウ）ですけど、
1:25:02	基礎入力の算定用と等の時と、学校の計算する時何か違うモデルを使ってたようなことがあったりしたと思うんですけどそのあたりって、
1:25:17	説明されてないんですよ。
1:25:25	持ち帰りまして、
1:25:46	日本原燃成田です。情報等計算モデルという認識で記載しておりましたというところです。
1:26:01	はい。規制庁カミデです。
1:26:06	ということは、書き分けの、
1:26:10	書き分けが不要ってことですか。へえ。
1:26:13	どこかの場所でその書き分けはしていますってということですか。
1:26:25	日本原燃ナリタで少々お待ちください。
1:26:36	日本原燃成田です。機器、組織の書き分けのところは、知れない可能性なんでちょっと確認させて別途回答させていただきます。
1:26:46	申し訳ないです。
1:26:49	はい、規制庁カミデです読んでて、
1:26:52	思ってるのがあれ何か違うモデルを使ってたのにそういう説明ないとか、あとは座屈拘束ダンパーの話も関係あるはずだけど、
1:27:02	入ってないなあとか、その辺が気になってますので、
1:27:08	4-5に書くべき。
1:27:11	じゃないならじゃあどこに書くのかっていうことなんですけど、
1:27:15	少なくともどっかで増えておくようにということでよろしくお願いします。
1:27:20	はい。ご指摘の趣旨は理解しましたので自分例えばここには書かない可能性もありますけどもちょっと適切にな場所に記載するように検討します。
1:27:32	以上です。

1:27:34	書かない場合はこういうこと、ここではこういうことを書くんですけど、 いう整理がちゃんとされていてそれにも載ってますって説明して欲しい んですけど。
1:27:45	今日のヒアリングでもあんまりそういう回答がないので次説明する時に は、ちゃんとそうやってですね、自分たちで、ここには何を書くだ と。
1:27:56	いうことをちゃんと整理の上その上でこういう記載なんですっていうこ とでちゃんと話し合いができればと思いますのでよろしくお願いします す。
1:28:06	稲見です。はい、了解しました。
1:28:10	はい。規制庁上出です。すみません
1:28:13	言い漏れ2点でした。はい。以上です。
1:28:19	規制庁の竹川です。
1:28:22	4-6は振り返り終わりました。
1:28:32	規制庁の武田です。それでは時間ももう6時を過ぎておりますので本日 はこれで区切りたいと思うんですが元よろしいでしょうか。
1:28:44	はい。山根サガワです。明日もまたありますので、問題ありません。
1:28:50	はい。規制庁の竹田です。わかりました。当然のために明日やるメニュ ーを確認しておきたいんですけど。
1:28:58	江藤元の方から説明よろしいですか。
1:29:06	はい。日本原燃さあです。今野大真 0001 残りの分というところで、そ れに即して、即してといいますかそれと伴う補足説明資料というところ がいくつかありますというところになってます。
1:29:21	はい。まず一つ目としては投棄とする配管の相対変位というところで聞 き、
1:29:28	駅の指示方針のところを一緒にやらせていただきたいですという ところが1点、2点目としまして、その先に出てくる棟耐震計算書の ところですね、既設工認からの変更点というところ。
1:29:40	そこに、そこに対して、補足説明、すみません、補強した場合の書き方 をどうするんだというところがありましたので、その手前のところで綺 麗設備の耐震計算書の作成っていうところで、補強設備にこういうこと やりますよっていうところで、
1:29:55	そこは連続性を持たして説明したいってことで考えてございます。最後 に波及影響の、今議論結構出てました、竜巻防護対策の耐震計算書とい うところまでを明日説明したいというところで考えてございます。
1:30:08	以上です。

1:30:11	規制庁の竹田です。はい、わかりました。どうもありがとうございます。
1:30:15	全体を通じて何か規制庁がありますでしょうか。
1:30:21	規制庁カミデです。明日は全部やり切れるかというところは、
1:30:27	若干不安ですけど、
1:30:31	来週に残ると。
1:30:34	来週は来週で、
1:30:37	何だろう、補足としては、
1:30:40	全部出てきてないものもあるんで、
1:30:44	来週に全体下げればいいっていう感じですかそれともやっぱり頑張りた いっていう感じですか、原燃スケジュール的にどんな計画ですか。
1:30:56	はい。日本原燃澤です。今のカミデさんのご指摘に対しましては、企業 先週金曜日ですね、第今週頭と来週頭で補足説明を込みでワンスルーと いうところで考えてございましたので、
1:31:08	勝手な考えでしたっていうところがありましたのが、その補足説明資料 と、
1:31:15	の方針をばらして説明するところを頭からやるという指摘があっ たので、今日明日って考えたんですけども、もし可能であれば、27日 にセッティングしているメニューとしましては、波及影響、
1:31:28	減るじゃなくて申し訳ないです、影響評価絡みのものがいろいろエント リーしてますので、それらの基本方針のところについてはそちらでやっ た方が効率がいいかなということで考えておりました。
1:31:40	なので、藤カミデさんというか、もし可能であるのであれば、その日や る水平2方向のところも、27日とかっていうことであれば、効率良いの かなということで考えてございました。以上です。
1:31:54	はい、規制庁管理です。わかりました。
1:32:00	そうですねー。
1:32:03	ちょっと水平変位方法とかは話が長くなりそうなので、
1:32:08	来週でもやってむしろ効率がいいのであれば、ちょっとそういうことも 考えた方がいいかもしれないですちょっといずれにしても、
1:32:17	これからまた整理をしてそのヒアリングまで事務的に調整する、しまし ょう。
1:32:26	はい、米沢です。了解いたしました。
1:32:32	規制庁の舘です。下の方から何かございますでしょうか。
1:32:40	はい。日本原燃、特にございません。ありがとうございます。
1:32:44	はい。規制庁の竹田です。それでは本日のヒアリングは以上とさせてい ただきます。お疲れ様でした。

1:32:51	はい、ありがとうございました。
---------	-----------------